

**【平成 28 年度】**

# **社会福祉制度・施策に関する提言**

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
政 策 提 言 委 員 会



## はじめに

高齢化の中で人口減少が進行する今日、介護や子育てニーズの増大、社会的孤立や社会的排除を背景とした福祉・生活課題の複雑化、深刻化はますます進んでいます。

このような状況を反映して、6年目を迎えた本会の政策提言活動における会員への課題把握調査等においても、今日的な福祉ニーズに対応する社会資源の不足が分野や種別を越えた共通した課題であることが明らかになりました。

地域の実情に応じた福祉サービスの提供体制を構築することが求められていますが、ニーズ解決に向けた社会資源の整備や創造はまさしく国・県・市町村をまたがる課題であり、地域全体、関係者全員で取り組んでいく課題であるといえます。

本提言集では、様々な主体が協働しながら取り組みを進める共通課題として、今日的な福祉ニーズに対応する社会資源の整備に向けた提言を第一部としてまとめ、第二部では部会・協議会、団体等からの提言項目一覧を、第三部では、制度・施策を柱として提言項目を整理して掲載しました。

県内の福祉関係者の皆様には、提言の実現や課題の解決に向けて、それぞれの分野を越えて連携・協働を進めていただき、地域福祉の推進に引き続きご支援、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

この提言が、会員等関係者の皆様の活動の発展と、県民の皆様の福祉向上への一助となれば幸いです。

平成 28 年 8 月

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

会 長 篠 原 正 治

はじめに

目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 【第一部】 今日的な福祉ニーズに対応する社会資源の整備に向けた提言 | 1  |
| Ⅰ 福祉サービス提供基盤としての担い手の確保・養成・定着      | 2  |
| Ⅱ 地域生活支援の充実                       |    |
| Ⅱ-1 ひとり親家庭の地域生活支援                 | 11 |
| Ⅱ-2 刑務所等矯正施設出所者等の地域生活支援           | 16 |
| Ⅱ-3 障害者の地域生活支援                    | 21 |
| Ⅲ 支え合いの地域づくりの推進                   | 29 |
| 【第二部】 部会・協議会・連絡会等の提言項目            | 35 |
| 【第三部】 制度・施策別 部会・協議会・連絡会等の提言項目     | 55 |
| 参考資料                              |    |
| 政策提言活動の背景について                     | 74 |
| 政策提言委員会設置要綱、政策提言委員会委員名簿           | 75 |

---

# 第一部

## 今日的な福祉ニーズに対応する 社会資源の整備に向けた提言

---

### 【第一部】の全体テーマの設定について

- 本会会員（各分会・協議会・連絡会等）への課題把握調査及び分会等代表者へのヒアリングを通して、分野や種別を越えて全体に共通する課題として、今日的な福祉ニーズに対応する社会資源が不足している、もしくは十分に機能できる状態にない、ということが明らかになった。
- このため、本年度の政策提言では、第一部に共通する課題を集約し、テーマとして「今日的な福祉ニーズに対応する社会資源の整備に向けた提言」を据えることとした。
- 対応する社会資源について、大別すると「人的(担い手)資源」「物的（施設設置やサービス量）資源」「仕組み（施策等の運用のあり方や関係者の連携等）づくり」の3つが挙げられる。
- これら3つのうち、「人的資源」に関しては、全分野・種別に共通する課題であることから、福祉制度・施策全般を領域として全分野・種別を統合し、提言Ⅰにまとめた。

#### 提言Ⅰ 福祉サービス提供基盤としての担い手の確保・養成・定着

- 「物的資源」並びに「仕組みづくり」については、「地域で生活するための支援」を領域として課題調査等をもとに把握された「今日的な福祉ニーズ」に重点化し、提言Ⅱ及びⅢにまとめた。本提言集で重点化したニーズは次の4つである。

#### 提言Ⅱ－1 ひとり親家庭の地域生活支援

#### 提言Ⅱ－2 刑務所等矯正施設出所者等の地域生活支援

#### 提言Ⅱ－3 障害者の地域生活支援

#### 提言Ⅲ 支え合いの地域づくりの推進

## <提言Ⅰ 福祉サービス提供基盤としての担い手の確保・養成・定着>

福祉・介護人材の確保は全分野に共通する喫緊の課題であり、国や県では福祉人材の量的・質的確保を総合的に推進するための各種施策が展開されている。しかし、様々な部門や分野で施策化が進む一方、類似の助成事業等が多く散見されるなどもあり、求人事業者・求職者ともに自らに最適な制度・施策の活用がしづらい状況がある。様々な支援制度・施策が効果的に活用されるよう、情報を整理して提供する仕組みが必要となっている。

また、他業界からの人材の参入促進はもとより、離職や他業界への転出防止に向けても求職者・求人事業者間でミスマッチがおきないように、入口での就労支援が重要であり、福祉・介護の仕事の特徴・専門性等の情報提供を強化していく必要がある。

福祉職場における雇用時の職員の状況は、採用時期、年齢層、資格や経験の有無等様々であるが、採用後の継続的な育成については人員不足から外部研修等への参加が困難といった現状がある。人材の資質向上に向け、福祉・介護現場の実情に合わせ、代替職員制度の充実や職場内研修の強化等を進めていく必要がある。

また、福祉サービスの提供現場は直接介護にあたる職員以外にも多職種の職員によって運営が成り立っているものであり、福祉の未来を支える若い世代を獲得していくためにも、将来を見据えた職員の暮らしを支える仕組み、定年まで安心して働き続けられる職員待遇を整えていく必要がある。そうした視点も踏まえた人材確保のための制度・施策の設計や展開が求められる。長期的視点に立ち、計画性をもって人材確保・育成の取り組みを進めることが定着という結果に結びつくものであり、人材を大切にす事業者の努力を支える視点から報酬等財源面を含めた制度・施策のあり方を見直していく必要がある。

### [提言 公私の福祉関係者が協働で取り組みを進めていくために]

福祉・介護人材の確保は喫緊の課題として国を挙げて取り組んでいるところであるが、それらの施策が有効に機能するためには、施策を活用する主体である求人事業者・求職者に対する情報提供の仕組みや相談・支援体制の強化を図っていく必要がある。

また、若い世代や他業界からの人材の参入促進、離職による転出防止には、将来にわたる生活設計が描ける給与体系等の整備、福祉・介護の仕事に対するイメージの向上、仕事の魅力ややりがいなど適切な理解を促すための情報の発信、専門性の向上やキャリア構想が持てる職場環境の整備などが求められるが、そのためにはいずれも報酬制度等の公的な基盤整備の充実と事業者による職場環境づくりの取り組みの両方が必要であり、公私の関係者がともに取り組みを進めていく必要がある。

(制度・施策として求められること)

- 福祉・介護人材の確保等に向けた各種施策がより実効力を発揮するよう体系化を図り、求人事業者・求職者が活用しやすいよう、分かりやすくかつタイムリーに情報提供する仕組みを構築する。
- 質の高い福祉サービス提供の基盤となる職員の確保や資質向上、職場定着を進めていくため、将来を見据えた職員の暮らしを支える仕組み、安心して働き続けられる職員待遇を整えるための報酬体系の見直しを進める。
- 事業所における研修実施や外部研修に参加しやすい環境を整えるため、研修参加の代替要員の補助・加算等の仕組みを整備する。

(福祉関係者が協働して取り組みを進めていきたいこと)

- 公私の関係者全員で福祉・介護職が魅力ある仕事として評価・選択されるよう、イメージ向上に繋がるポジティブな情報の発信を進める。
- 小規模事業者を中心に、職場内研修や職員の資質向上やスーパービジョン等従事者の個別支援のための研修や各施設等での取り組み事例等の提供等を図る。

<分野・種別ごとの特記事項>

(児童福祉分野)

- 社会的養護関係施設に従事する保育士と保育所に従事する保育士の処遇の是正を図る。県内社会的養護関係施設が一体となって行政と連携を図りながら人材確保対策を進める。県全域に対する保育士確保施策の充実を図る(特に県西部における支援を充実する)。

(高齢福祉・介護分野)

- 介護報酬における地域区分について都道府県同一の地域区分の設定にすることを基本に、都市部における人件費、物件費の高さ等に鑑み、地域実情に合わせた地域区分の設定とする。

(障害福祉分野)

- 処遇改善加算の対象条件である「直接介護職」について、現状を鑑み、「サービス管理責任者」「相談員」「看護師」等を対象に含める。これまで退職手当共済制度で負担していた義務的経費(1/3)を活用した、福祉人材確保・定着推進策の展開を図る。職員配置基準、報酬単価の見直しを図る。医療的ケアに関わる支援職員の養成を進める。

(福祉医療分野)

- 「神奈川県看護師等届出制度『とどけるん』」の活用などにより、看護師確保対策を進める。

(更生保護・婦人保護分野)

- 婦人保護施設の専門性を確保するための研修等の実施において、施設長、支援職員に対する婦人保護事業の研修項目として、婦人保護事業の現状と課題、売春防止法の歴史と課題、暴力被害者の実際と課題、人権とジェンダー、性暴力の実態と支援、婦人保護事業関係法令の理解等を組み入れる。

### 〔関連する主な制度・施策〕

- 福祉・介護人材確保関連、○看護師人材確保、○社会福祉法人制度改革、○福祉サービスの質の向上
- 介護サービスの基盤整備、○介護予防、生活支援の充実
- 児童虐待防止関連、○待機児童解消関連、○社会的養護推進関連
- 障害福祉サービス基盤整備、○障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連、○地域移行・定着の充実、○生活の質向上
- 婦人保護事業・人材育成

### ＜提言の背景－政策提言課題把握調査から明らかになった福祉現場の課題とその解決に向けた取り組み＞

#### 〔福祉現場の直面する課題〕

福祉・介護人材確保関連については国等から多数の施策が打ち出されているが、それらの情報を整理・提供する仕組みがなく有効活用につながっていない。支援現場は慢性的な人材不足であり、研修などに職員を参加させづらい状況が生じている。質の高いサービスを提供する基盤となる職員が安心して働き続けるための職場環境整備を行う必要があるが、現行の報酬体系では待遇改善に課題が大きい。

- 国・県から人材確保等の施策メニューが労働部門も含め多く出されている状況があり、類似の助成事業等も多く散見される。そのため、自身の法人・事業所でどの制度が活用できるのか、またどの制度等が最も適しているのか（メリット・デメリットが十分把握できない）等の状況がある。
- 「平成 27 年度福祉施設等の人材確保に関する需要調査」において、離職の主な理由として、正規・非正規職員とも「その他」回答を除けば、①職場環境（人間関係含む）、②家庭・家族の状況、③他業界への転職（他の業種の自営業含む）が多くなっている。特に障害関係では、「他業界への転職」が最も多くなっている。福祉・介護の仕事の特徴・専門性を十分に伝え、求職・求人事業者間でミスマッチがおきないよう就労支援が重要となっている。
- 「平成 27 年度福祉施設等の人材確保に関する需要調査」結果で、「40 歳以上」の直接介助職員の雇用状況について、高齢関係では 50.6%の事業所が 40 歳代の人を正規職員として雇用したと回答している。50 歳代についても 39.8%となっている。本県ではどの種別でも「雇用時資格あり」の人を雇用している状況がみえ、介護職員初任者研修修了者や、潜在有資格者の積極的な就労支援が有効と考えられるが、今後業務分析等ふまえ、無資格者の雇用や就職活動支援も広く求められると考える。
- 福祉・介護の現場において即戦力となる人材をいかに獲得し、継続的に育成していけるかが課題であるが、多くの場合、人員不足のため受け入れ体制が整っていないのが現状である。特に、現在国が人材としてターゲットしている「外国人」「矯正施設出所者」「生活困窮者」等は、地域での自立した生活をどう構築していくかという部分を考えずに就労を考えることは難しいことから、これまでの生活歴（外国人の場合は文化、風習、宗教、言語、対日感情を含む）を



踏まえた就労のスタイルを作ることができるかが継続性の鍵になってくる。そうした、一人ひとりの生活を包括的に見ていくことができるような受け入れ体制（人的、物的）を整えるための支援や関連団体等との協働の仕組み、受け入れに向けてのガイドラインを作ることが不可欠である。

- 様々な年齢層・資格の有無等、職員の雇用時の状況は多様となっており（定期的採用ではなく、特に高齢・障害関係では70%以上の施設・事業所が不定期採用となっている）、そのため、職場内研修の強化やスーパービジョン等が求められる。「平成27年度福祉施設等の人材確保に関する需要調査」結果では、「キャリアパスの充実」は13.4%、「新任からリーダー層まで職場内研修計画作成とそれに基づいての実施」12.9%と資質向上の取り組みとしては今後充実が求められる状況となっている。
- 多くの福祉・介護の現場においては、人員不足から技術向上に向けた研修等に積極的に参加できないといった現状がある。今後さらに、地域での住まいの確保をはじめとした自立した生活の構築も含めた支援や配慮を必要とする人材が福祉・介護の現場に入ってくると、ますます福祉・介護の現場にいる従来からの職員に過重な負担がかかるようになる。こうしたことから、福祉・介護現場の実情に合わせた柔軟な学びの機会を得ることができるよう、代替職員制度の充実や職場内研修の実施に向けた講師派遣等の費用の予算化、自主学習に向けた経済的支援、講師派遣のあっせん窓口の充実、講師のデータベース化、既存職員（受入れ職員）の語学力向上に向けた外国語（日本語）教育支援団体との連携強化等を進めていく必要がある。
- 従事者が資格取得をするため研修を受講するにあたっての職員代替のための助成事業等が、実際にはなかなか活用されていない状況がみられる。福祉・介護の現場で活用されるための制度の見直し等が求められるものもある。
- 第三者評価結果では、多くの事業所に対して、対象・種別を問わず、さらなる職員の専門性向上を期待する評価結果報告が多く、非常勤職員の割合が次第に高まってきた昨今では、常勤職員だけに限られてきた職員会議や研修参加を非常勤職員にまで対象を広げる提案をするものもある。特に一人で勤務することが多い障害者グループホームの世話人は高い専門性（倫理観・介護や相談のスキル・緊急時対応等の力量）が必要になることから、入職前・入職後の入念な研修・フォローが重要だと指摘されている。
- 職員を研修に参加させたくても、複数職員が抜けては事業運営に支障をきたすという事業所の実態に加え、県が実施する研修会（サービス管理責任者向け補足研修等）は参加定員枠が少なく、参加させたい職員全員の受講がかなわず、結果的に職員の資格取得等が進まない状況もある。
- 福祉職員のキャリアアップが叫ばれて久しいが、大規模な法人が運営する地域包括支援センターや障害の相談支援事業所等と小規模事業所の職員とでは、求められる質もおのずと違うはずである。一面的な質の叫ばれ方には疑問がある。

#### **（児童福祉分野）**

- 待機児童対策として保育所に勤める保育士には家賃補助等がついており、社会的養護に勤める保育士との処遇格差が生じている。社会的養護以外の種別の施設を運営している法人では、同一の法人で同一の職種として従事する保育士の処遇が施設種別によって異なってしまうと法人全体での人材育成やキャリアパスの形成ができなくなってしまう。
- 平成27年度より社会的養護の職員配置基準の増、措置費単価の改訂が行われた状況ではあるが、

新たな職員の配置基準を充足できていない施設が複数ある。人材確保にかけられる予算が一般企業よりも格段に低く、有効な人材確保の体制ができていない。

- 待機児童を解消し、国の掲げる一億総活躍社会を実現していくためには、県内のどの地域においても安定した保育を実施することが重要だが、そのために必要な保育士の確保は多数の保育所で課題となっている。本県では、新卒保育士や潜在保育士の確保のため、平成26年から保育士・保育所支援センターを開設したが、県内1か所のみのセンターとなっている。

#### (高齢福祉・介護分野)

- 本県では、75歳以上の後期高齢者と一人暮らし高齢者の急増が見込まれている。高齢になり介護や支援が必要になっても安心して豊かに暮らしていくためには、質の高い福祉サービスが必要であり、その土台となる職員の確保や資質の高い職員の職場定着を進めていかねばならない。
- 平成27年度介護報酬改定率は全体でマイナス2.27%、特別養護老人ホーム等では実質6%削減された。また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太の方針)では、社会保障費の伸びを今後3年間で1.5兆円程度に抑える内容の歳出削減目安が記されるなど、次期報酬改定でも厳しい数値が示されることが見込まれる。現在、介護報酬は、サービス提供地域ごとの人件費などの地域差を反映させるため、1単位10円を基本として地域区分を設定して区分ごとに割り増しを行っている。平成27年度報酬改定では、国家公務員の地域手当の設定の見直しに準拠して級地区分が1区分増設され、8段階(1~7級地・その他)に再編された。下位区分への変更は所在する事業所の収入が減少する可能性があり、上位区分への変更は保険料や利用者負担等の増加が生じる可能性がある。
- 本県の平成27年度地域別最低賃金をみると、全国で2番目に高い905円(時間給)で、前年度から18円引き上げられた。全国1位の東京都を除き、全国的にみても本県の最低賃金は突出している。昨年11月には、一億総活躍社会に向けた政策としていわゆる「新3本の矢」が打ち出され、介護基盤のさらなる整備に向けた数値目標が示されたが、今後も多様なサービス主体が都道府県の枠組みを超えて高齢福祉サービスを展開することが予想される。全国でも最高水準の最低賃金にもかかわらず本県の地域区分が最大「2級」にとどまっていること、県内同一額の最低賃金に対し、県内には区分が「その他」地域に該当する地域まであり、職員の待遇改善を目指す高齢福祉施設の経営に深刻な影響を与えている。
- 県内の高齢者施設からは「介護・福祉関係の従事者養成校は定員割れを起こしており、派遣職員に頼らざるを得ない。派遣業においても介護人材は不足し、人材確保が大変厳しい。基礎知識・技術を学んでいない人材に多くを頼ることはサービスの質の低下につながりかねない」「最低賃金の引き上げ率が高く、高卒初任給を毎年上げざるを得ないことから、俸給表の上位との差がなくなりつつある。介護報酬は下がり、人件費率は70%超。賃金制度の変更もやむを得なく、コンサルティング会社に委託したがその費用は300万円になる。一部は補助金を充てられるが総額の1/3にも及ばない」「社会福祉法人は国民の老後の備えに対して私財を投じ、採算に合わない分野でも尽力している。介護人材の確保のためにも、職員の給与水準については、国家公務員と同様とすることが適当」等の声が上がっている。
- 「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」の社会的位置付けに課題がある。高齢者施設での義務化と未来のキャリアアップの見える化が必要である。介護職員の加算での給与体制も各法人まちまちである。若年人口が減少している中、介護職員が生涯設計を描ける様にシなくて

はいけない。

#### (障害福祉分野)

- 障害者支援のための法整備が進む一方、支援現場は慢性的な人材不足にある。法人・施設単位で募集をかけても応募がなく、求人に係る年間費用ばかりかさんでいる。常勤職員の希望者が集まらず臨時・非常勤採用となってしまう。
- 現場の従事者不足から、職員を研修会に参加させることができず、計画相談の連携を強化していくことも難しい。日中一時支援や短期入所など地域の支援ニーズを把握していても、施設入所者の支援に手いっぱいに対応しきれない状態にある。
- 処遇改善加算は、サービス提供責任者や相談員などには適応されないため、経験・研鑽を積み、介助現場を離れてキャリアアップするはずの職員給与が下がってしまうことがある。福祉現場は、直接介助（介護）にあたる職員だけではなく、相談員・送迎担当者・調理師・栄養士・医療職をはじめ、支援現場の下支えとなる事務員・用務員、人材の定着・育成を進める管理者・経営者など、様々な従事者の連携によって成り立っている。直接介助職員に限った加算制度は、キャリアアップと給与体制の矛盾につながり、特に若い世代は将来への希望が持てずにいる。
- 平成 28 年度から、障害者総合支援法関係の施設・事業に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成が廃止された。介護関連施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等からの制度見直しであるが、給与等の待遇面での格差から必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図られにくいといった施設運営の状況は、同制度の創設当時から変わっていない。職員のモチベーションの面からも施設内で異なる雇用体制をとることは避けたいが、全額法人負担（現在の 3 倍額）とする場合、この先、数年は持ちこたえたとしても将来的には大きな負担となる。

#### (福祉医療分野)

- 2006 年（平成 18 年）の診療報酬改定に伴う看護師配置基準の見直しで「入院患者 7 人に対して看護師 1 人」という新基準が導入されたことにより、看護師不足に拍車がかかった。2025 年までに看護師の需要はさらに増加し、あと 50 万人必要と言われている。職場環境等による理由で離職する看護師等の増加も課題である。福祉医療施設及びその法人が運営する施設においても看護師等の慢性的な不足が課題となっている。そのため、病院によっては病床数を減らしたり、患者の受入れを制限したりする状況もあり、福祉医療施設の運営に極めて深刻な影響を与えている。

#### (更生保護・婦人保護分野)

- 婦人保護施設は様々な課題を抱えている女性を対象としている。当事者が抱える課題は複雑で多様化しており、利用者の生活課題に施設側が応えていくために、施設の努力により、職員の専門性を高めるための研修情報を集め、参加等を行っているが、系統的な研修が担保されていないのが現状である。支援の専門性や利用者への人権を担保するための研修を国で実施することが望ましい。

## 〔課題解決に向けた福祉現場の取り組み〕

求職者・求人事業者間でのミスマッチを起こさないよう就労支援・相談での情報提供強化を図っている。また、福祉施設や福祉・介護職の仕事の理解を広げていくための資料作成や地域との積極的な交流機会の確保、現行の制度や仕組みの問題点を集約し発信する取り組みなどを進めているが、福祉現場の人材不足の解消、職員の資質向上に向けてはより一層の取り組みの推進が必要となっている。

- 福祉人材センターでは福祉人材研修センターにおいて把握した情報を、必要に応じてキャリア支援専門員が求職・求人事業者に情報提供できるよう整理している。潜在有資格者の人材登録の仕組みづくり（介護福祉士、保育士等）を行っているが、より積極的な周知等を行い登録者の増、さらには登録者の就労支援を行っていく。中高年齢層をはじめとした各年齢層等への福祉・介護の仕事への参入のためのセミナー等を開催している。
- 県社協児童福祉施設協議会では、社会的養護施設の紹介および人材確保を目的とした映像資料（DVD）を作成し、動画投稿サイト「Youtube」への掲載と併せて関東圏域の保育士養成校に配布し、人材確保・普及啓発に努めている。全国社会福祉協議会乳児福祉協議会、横浜市社協児童福祉部会においても同様に社会的養護関係施設の紹介 DVD を作成し普及啓発に努めている。
- 県社協保育協議会では、各保育所における人材確保に向けた取り組みを高めるために、リクルートや相模原市就職支援センターの職員を招いた研修等を実施している。
- 県社協老人福祉施設協議会（以下、「老施協」という。）では、各ブロックで実施する調査等を踏まえ、県全体の経営実態に関する基礎資料の作成に向けた検討を進めている。県内 4 ブロックの老施協や会員施設では、行政等に対する要望書の提出・意見具申等を適宜行っている。また、次期報酬改定を見据え、平成 27 年度報酬改定による経営への影響などを把握するための「特別養護老人ホーム 経営実態調査」実施に向けた検討・調整を進めている。
- 県社協福祉医療施設協議会では、看護師確保対策として、看護師合同就職説明会の開催（年 1 回）、ホームページによる求人活動、看護師養成学校の訪問、キャリアコーディネーターの同行による病院・施設見学（随時）、看護職の進学・就職相談（随時）、※三者（行政・社協・医療協）の意見交換会を定期開催し、福祉医療の課題の協議検討の実施、職場環境等の改善に向け、研修会の開催、看護部長会での情報交換等、福利厚生の実施を行っている。
- 県社協更生福祉施設協議会では委員会を通じて適宜情報交換・意見交換を行うなどしている。また、会員施設では、職員の経験年数に応じて年間の研修計画を立てていたり、人権や事故防止、救命救急研修等を実施するほか、社会福祉協議会主催の研修、女性相談所等の行う研修に参加している。
- 県社協介護老人保健施設協議会では地域包括ケアシステムの構築、在宅復帰に向けた取り組みや看取りなどをテーマとした研修会を実施している。特に平成 27 年度は、10 月研修会で、東京都・埼玉県・千葉県・本県における地域包括ケア実現に向けた取り組みの事例を発表しあった他、1 月研修会では介護老人保健施設における看取りをどのように考えて実施していくか会員施設で学び合った。
- 県下の知的障害・身体障害・就労系等、様々な事業者団体では、要望・提言活動を行うとともに、折に触れて懸念事項を県・市町村に伝えるなど働きかけている。

- 幅広い機関（ハローワーク、有料誌・有料サイト・実習校等）への求人提出を行っている。
- 職場研修計画の立案と実施。
- 国の配置基準に上乗せした施設独自の人員配置を実施している。
- 資格取得等に向けた奨学金制度、EPA受け入れに向けた検討を行っている。
- 退職手当共済制度に関する対応状況調査を実施している。
- 地域住民に対する、障害のある人の生活や障害特性に関する正確な情報提供に努めている。災害時に支援し合える地域との関係づくりを目指した児童・生徒の福祉の職場体験の受け入れ、自治会行事への積極的な参加を図っている。
- 障害への認知度の向上を目的とした日中活動支援の場の設定（入所施設内ではなく、意図的に地域に設置）。地域におけるネットワークの構築（在宅生活者に関するケースカンファレンスへの積極的な参加、総合相談と福祉サービス事業所との連絡強化、見守り・巡回の制度化等）。
- 施設設備（グラウンドや館内設備等）の地域解放の実施。地域住民の職員採用の実施。
- 地域との関係づくりに向けた施設職員の育成・教育を行っている。
- 毎年の予算編成時期に合わせて要望し地方自治体、国に要望書提出と政党ヒヤリングに参加している。地方議員に困難事例を訴え、議会で質問を依頼している。
- 求人広告、ハローワークでの求人募集の実施。派遣会社や紹介による人材の確保。
- 重度者の介護に対して身体介護の研修に取り組み、職員や訪問介護員のスキルアップを図っている。

## 〔提言項目〕

- 〔①〕 福祉・介護人材の確保・定着及び資質向上の施策等の体系化を図ること。
- 〔②〕 様々な制度・施策等をニーズ・課題別に整理し、求職者並びに求人法人・事業所及び関係機関・団体等へタイムリーに情報提供できる仕組みをつくること。
- 〔③〕 職員の資質向上や定着のための取り組みを積極的に行っている施設・事業所等の情報の提供を福祉人材センター等で求職者に情報提供を行っていく仕組みをつくること。
- 〔④〕 福祉・介護職が魅力ある仕事として評価・選択されるようイメージ向上に繋がるポジティブな情報の発信を進めること。処遇改善の取り組みを進めること。
- 〔⑤〕 国主導による全国規模での福祉職場の周知啓発、CM放送などマスメディアを活用したイメージアップを図ること。
- 〔⑥〕 小規模事業者を中心に、職場内研修や職員の資質向上やスーパービジョン等従事者の個別支援のための研修や各施設等での取り組み事例等の提供等を図ること。
- 〔⑦〕 研修参加の代替要員を確保するための補助・加算等の整備により、事業所における研修実施、外部研修に参加しやすい環境を整えること。
- 〔⑧〕 県が実施するサービス管理責任者養成研修等について、事業所が必要数の有資格職員を育成できるよう、年複数回開催すること。
- 〔⑨〕 キャリアパス具体化を義務付け、報酬・給与体系の全体的な見直しを図ること。
- 〔⑩〕 社会的養護関係施設に従事する保育士と保育所に従事する保育士の処遇の是正を図ること。県内社会的養護施設が一体となって行政と連携を図りながら人材確保対策を進めること。
- 〔⑪〕 県全域に対する保育士確保施策の充実を図ること。特に県西部における保育士・保育所支

援を充実すること。

- 〔12〕 介護報酬における地域区分について、国家公務員等の地域加算を横引きするのではなく、都道府県同一の地域区分の設定にすることを基本に、都市部における人件費、物件費の高さに鑑み、地域実情に合わせた地域区分の設定とすること。
- 〔13〕 県がこれまで退職手当共済制度で負担していた義務的経費（1／3）を活用した、県独自の福祉人材確保・定着推進策の展開を図ること。
- 〔14〕 処遇改善加算の対象条件である「直接介護職」について現状を鑑み、「サービス管理責任者」「相談員」「看護師」等を対象に含めること。
- 〔15〕 職員配置基準、報酬単価の県直しを図ること。
- 〔16〕 「神奈川県看護師等届出制度『とどけるん』」の活用などにより看護師確保対策を進めると。
- 〔17〕 婦人保護施設の専門性を確保するための研修等の実施において、施設長、支援職員に対する婦人保護事業の研修項目として、婦人保護事業の現状と課題、売春防止法の歴史と課題、暴力被害者の実際と課題、人権とジェンダー、性暴力の実態と支援、婦人保護事業関係法令の理解等を組み入れること。
- 〔18〕 医療的ケアに関わる支援職員の養成を進めること。
- 〔19〕 福祉サービスの質を低下させることなく、生活困窮者等の中間就労等による多様な人材の活用を推進していくための、福祉人材育成に向けた人的・物的支援の充実を図ること。

(経営者部会、児童福祉施設協議会、保育協議会、老人福祉施設協議会、障害福祉施設協議会、福祉医療施設協議会、更生福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、本会(政策提言委員、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構、かながわ福祉人材研修センター)

## <提言Ⅱ-1 ひとり親家庭の地域生活支援>

ひとり親家庭の相対的貧困率は2012年（平成24年）に54.6%と半数を超え、経済的に厳しい状況にある。さらに、ひとり親家庭は子育てと生計の維持を一人で担っており、健康、家計、就業、就学、子育て、介護等の複合的な生活課題を抱えていることが多い。また、子どもの貧困率も上昇しており、経済的な事情から十分な学習機会を得られないことなどにより、貧困の連鎖が拡大することが懸念されている。

こうした状況を受けて、国は平成27年12月にひとり親家庭・多子家庭等の自立支援と児童虐待防止対策の強化に向けた「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」をとりまとめ、ひとり親家庭支援について、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などを柱とする様々な施策を講じている。

しかしながら、DV、貧困、精神障害、知的障害などの理由により地域社会での自立した生活に課題を抱えるひとり親家庭は、地域社会や福祉サービスから孤立しがちであり、子育て世帯、ひとり親世帯等を対象とした福祉制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が入手できない状況がある。アクセスしやすい情報提供の工夫や、一つの相談から世帯が抱える課題を多角的に把握する相談・支援が求められる。

また、福祉・保健分野では「子育て世帯の貧困」として要支援者の情報を把握し、教育分野では「子どもの貧困」として情報を把握するものの、福祉、保健、教育等が分野や領域を越えてつながって活動が行える地域生活支援のシステムがないため、各々が把握した情報を生かした支援が進んでいない。分野を越えた連携・協働を進めるためには、そのことを展開する基盤としての仕組みやシステムが必要であり、行政を含めた仕組みやシステムの構築を進める必要がある。

(参考)ひとり親家庭の進学率、相対的貧困率等

|               | 母子世帯             | 父子世帯               | 全世帯              |
|---------------|------------------|--------------------|------------------|
| 子どもの進学率       | 高校等 93.9%        |                    | 高校等(通信除く)96.5%   |
|               | 大学等 23.9%        |                    | 大学等(通信除く)53.7%   |
|               | (+専修学校等 41.7%)   |                    | (+専修学校70.7%)     |
| 生活保護受給率       | 14.4%            | 8.0%               | 3.2%             |
| ひとり親家庭の相対的貧困率 | 54.6%<br>(2012年) | 大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率 | 12.4%<br>(2012年) |

(出典：厚生労働省『ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議資料』（平成27年4月））

※相対的貧困率とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいう。

### 〔提言 公私の福祉関係者が協働で取り組みを進めていくために〕

ひとり親家庭の地域生活を支えるためには、心身の安定と世帯の生活基盤の確立に向けた支援の充実が不可欠である。また、貧困の連鎖を防止するためには周産期から母親を孤立させない支援が必要である。母子生活支援施設をはじめとする社会福祉施設などの既存の社会資源の利活用など、支援方策・手段の拡大や柔軟な運用を進めていく必要がある。

また、ひとり親家庭支援の施策の充実と共に、それらの情報を当事者に届けるための提供の仕組みとそれぞれの関係者が把握している世帯の情報を支援に生かしていくための連携体制の強化が必要である。学習支援事業や子ども食堂などの新たな居場所づくり活動との連動や、分野を横断した関係者の連携を進めていく必要がある。

#### (制度・施策として求められること)

■周産期からの母親のケアやひとり親世帯の心身の安定と自立生活の基盤づくりに向け、母子生活支援施設などの既存の制度・施策の柔軟な運用を図る。

- ・退所者へのアフターケア、地域で困難を抱える母子世帯支援等の充実に向け職員配置等の一層の充実を図る。
- ・周産期の母親の受け入れをする施設の拡充を進める。
- ・DVからの保護のみでなく、貧困、障害などにより地域での自立生活に課題を抱える母子世帯に対しても、母子生活支援施設を活用した支援を進める。関係機関職員の母子生活支援施設の機能についての理解を広げる。

#### (福祉関係者が協働して取り組みを進めていきたいこと)

■複合的な生活課題を抱え、支援を必要としているひとり親家庭に福祉制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が行き届く仕組みを整備する。

■親と子の支援に関わる、福祉、保健、医療、教育等の関係者がつながり、ひとり親家庭の支援を行うことができる地域生活支援のシステムを構築する。

- ・支援の必要な世帯に対するカンファレンスの場や研修会などにより、関係者がひとり親家庭に対する支援について共通認識を形成する。
- ・学習支援事業・子ども食堂等は貧困家庭の子どもにとって居場所ともなっている状況を踏まえ、関係機関・団体が緊急性の高さを認識し、子どもの貧困の防止に向けてともに取り組む。
- ・高齢者、障害者、子育て中の親が地域の常住者として地域社会に参加し、自助・互助できる地域施設機能の整備、貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進める。

### 〔関連する主な制度・施策〕

- 生活困窮者支援関連
- 貧困の連鎖防止関連
- ひとり親家庭支援関連



## ＜提言の背景－政策提言課題把握調査から明らかになった福祉現場の課題とその解決に向けた取り組み＞

### 〔福祉現場の直面する課題〕

母子生活支援施設を利用している母子世帯は全体の 0.3%で、その中心はDV被害者の入所先としての利用であり、母子生活支援施設の存在を知らずに貧困や障害等により地域社会で困難な状況を抱えている世帯は少なくない。地域で孤立している世帯には支援情報が届かず、また、関わる支援者も分野・領域を越えた連携が進まず、把握した情報を活かした支援が進んでいない。

- 全国の母子生活支援施設数は年々減少しており、母子生活支援施設に入所している母子世帯は、母子世帯の全体の0.3%に過ぎない状況となっている。母子生活支援施設の存在を知らず、地域社会や福祉サービスから孤立し、貧困を抱え過酷な状況に耐えている母子世帯も少なくない。
- 母子生活支援施設はドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっており、DV被害からの避難をしつつ地域社会での自立に向けた支援ができる施設として、DV被害者の入所先として活用されることが多い。DV被害に限らず、貧困等により地域社会の中で過酷な状況で孤立している母子世帯について、民生委員児童委員等から母子生活支援施設を利用させたいとの相談を受けることがあるが、入所相談の窓口となっている福祉事務所からの利用依頼は少ない。
- 子育て世帯、母子・父子世帯等を対象とした福祉制度・施策の情報やその活用の仕方について、支援を必要としている対象者に行き届いていない。
- 子育て世帯の貧困については保健師が要支援の情報（母子手帳配布、乳幼児健診等）を把握し、子どもの貧困については、学校が情報（給食費の滞納や修学旅行の不参加）を把握している。しかし、地域生活支援の活動を学校や保健師とつながって行える地域生活支援のシステムがなく、情報が生かされた支援の活動が導き出されない。
- コーディネーターや相談員を配置し、リタイヤした人が自ら地域での諸活動や余暇、文化活動を広げられる地域の拠点事業を運営することで、助け合うこと、相談を受けること、生活支援を受けることが切れ目のない延長線上で営める地域拠点事業を作る必要がある。福祉課題＝生きづらさは、地域の具体的な生活の中にあり、隣保館事業などが新しく再編される必要がある。

### 〔課題解決に向けた福祉現場の取り組み〕

母子生活支援施設では、インケアの充実、退所者へのアフターケア等ソーシャルワーク力の向上に取り組んでいる。また、地区民児協や地域生活施設では子どもの居場所づくりや貧困の連鎖の防止に向けた学習支援等の取り組みを進めている。しかし、関係機関における課題認識の共有化や相互の役割理解等が進んでおらず、連携体制は十分とはいえない。

- 県社協母子生活支援施設協議会（以下「県母協」という。）では、母子生活支援施設での全職種が一体となった支援のあり方等を検討し、現在入所している利用者のみならず、地域で困っている母子へのアプローチや退所された方へのアフターケアなども含めたソーシャルワーク力を

どのように高めていくかを検討している。

- 県内の母子生活支援施設では、インケアの充実を主課題として、入所世帯及び退所世帯の自立支援に注力している。また、利用世帯の今日的な課題にも対応し得るように、児童家庭支援センター等を併設したり、周産期の母の受け入れをする施設(平成28年度、横浜市で2つのモデル施設運用開始)もある。
- 県母協では、行政における母子生活支援施設の機能についての理解の促進と母子を取り巻く状況の共通認識づくりのために、平成26年度から「関係機関研修会」を開催している。また、民生委員児童委員等、地域社会の中で困難を抱えている母子に気づき、関係機関につないでいくことが期待されている方に、母子生活支援施設を知ってもらうための「母子福祉研修会」を年1回開催している。
- 県社協民生委員児童委員部会では、貧困の連鎖を防ぐための取り組みとして、子どもの居場所づくりや子育て支援を取り組んでいる関係機関との連携について活動推進会議により関係者間で課題共有を進めている。各民児協では、子育て世帯が活用しやすいように子育て制度や施策をまとめた冊子の見直し、個別援助活動の中で早期発見に努める取り組み、地域の実情を把握するため児童委員が中心となった独自調査の実施、民生委員児童委員と主任児童委員が連携しての児童相談所への情報提供、小中学校と連携した見守りの実施、主任児童委員連絡会で子どもの貧困をテーマにした情報交換(学習支援や子ども食堂の取組み等について)の実施、児童委員や主任児童委員が地域で取り組まれている子ども食堂や学習支援事業を紹介しつなぎ役を担う、などの取り組みを行っている。
- 県社協地域生活施設協議会では、地域福祉の推進を施設側から発信する場として「地域福祉推進を考えるセミナー」を開催し、社会福祉施設関係者や民生委員児童委員及び市町村行政・社会福祉協議会職員等が一同に会し、地域で取り組まれている実践活動を基に共に考える機会としている。貧困が孤立を伴ってくる中、定時制高校内の居場所・学習支援、外国人の子ども的高校をあきらめない学習サポート、生活保護家庭の学習サポート事業、学校内外の居場所づくり事業など、子どもの貧困に向き合う事業形態を早期に取り組む。

## 〔提言項目〕

- 〔①〕平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を始めとするひとり親家庭支援の実現に向けて、職員配置等の一層の充実を図ること。
- 〔②〕周産期の母親の受け入れをする施設の拡充を進めること。
- 〔③〕DV被害者だけでなく、貧困、精神障害、知的障害などの理由により地域社会で自立して暮らすことに課題を抱える母子世帯に対しても、母子生活支援施設での生活の立て直しを視野に入れた支援を進めること。そのために、関係機関職員の研修内容に、母子生活支援施設の機能について広く理解できるためのプログラムを取り入れること。
- 〔④〕要保護児童対策協議会など支援の必要な母子世帯に対するカンファレンスなどの場への母子生活支援施設の参加や、県社協母子生活支援施設協議会で実施する「関係機関研修会」や「母子福祉研修会」への関係機関職員の積極的参加など、関係機関職員と母子生活支援施設で母子世帯に対する支援に向けた意識を共有化させていく場を増やすこと。

- 〔⑤〕 子どもの貧困の連鎖を防ぐための連携・協働について、学習支援事業・子ども食堂等は貧困家庭の子どもにとって居場所ともなっている状況を踏まえ、関係機関・団体が緊急性の高さを認識し、ともに取り組むこと。
- 〔⑥〕 子育て世帯、母子・父子世帯等を対象とした制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が行き届く仕組みを整備すること。
- 〔⑦〕 高齢者、障害者、子育て中の親が地域の常住者として地域社会に参加し、自助・互助できる地域施設の確立、貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進めること。

(母子生活支援施設協議会、地域生活施設協議会、民生委員児童委員部会)

〔参考〕

- 1998年(昭和63年)から2011年(平成23年)の25年間で、母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍に増加している。ひとり親家庭の相対的貧困率は2012年(平成24年)に54.6%と半数を超え、経済的に厳しい状況に置かれている。
- 特に母子世帯では、全母子世帯の80.6%が就業しているが、非正規雇用も多く不安定な就労形態にある。ひとり親家庭は子育てと生計の維持を一人で担っており、健康、家計、就業、就学、子育て、介護等の複合的な生活課題を抱えていることが多い。

(補足資料) ひとり親家庭の現状

ひとり親家庭の就業状況

|              | 母子世帯                           | 父子世帯                           | 一般世帯                           |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 就業率          | 80.6%                          | 91.3%                          | 女性 64.4%<br>男性 81.6%           |
| 雇用者のうち       | 正規 43.0%                       | 正規 87.1%                       |                                |
| 正規・非正規       | 非正規 57.0%                      | 非正規 12.9%                      |                                |
| 平均年間<br>就労収入 | 181万円<br>正規:270万円<br>非正規:125万円 | 360万円<br>正規:426万円<br>非正規:175万円 | 平均給与所得<br>女性 269万円<br>男性 507万円 |

(出典：厚生労働省 ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議資料(平成27年4月))

## <提言Ⅱ-2 刑務所等矯正施設出所者等の地域生活支援>

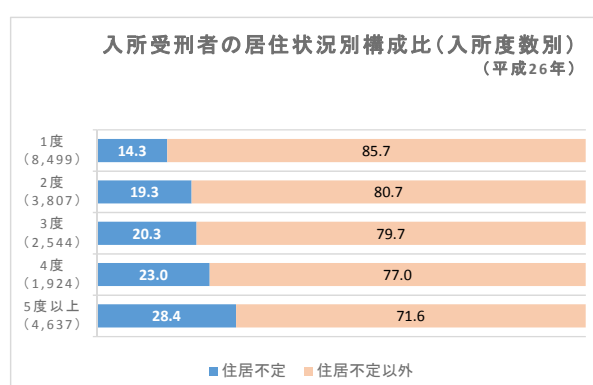
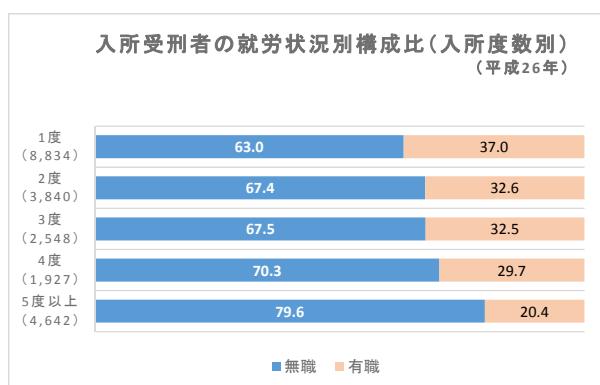
犯罪の検挙件数、再犯者数共に減少している中、再犯者率は増加の傾向を示しており、更生のための施策の一層の充実が求められている。矯正施設出所者の円滑な地域移行に支障をきたしている大きな要因として、住宅確保の困難さや就労の不安定さがある。

平成 27 年版犯罪白書によれば、平成 26 年における入所受刑者について、無職者の占める比率は入所度数を重ねるにつれて高くなり、5 度以上の者では約 8 割に及んでいる。同年の再入者総数では、72.2%が無職者であった。また、住居不定の者の占める比率も入所度数を重ねるにつれて高くなり、5 度以上の者では約 3 割であった。同年の再入者総数では 23.3%が住居不定の者であった。こうしたデータが示すとおり、矯正施設出所者は複雑な生活歴、家族関係により親族による支援が期待できないことも多く、地域生活に移行しても生活基盤の不安定さと社会的排除から再犯に至ったり、生活困窮、貧困の連鎖から抜け出せない状況が生じている。

矯正施設出所者、生活困窮者等は、地域での自立した生活をどう構築していくかという生活基盤形成へのあるべき姿を考えずに就労のみを考えることは難しいことから、一人ひとりのこれまでの生活歴を踏まえ、生活を包括的に支えていくことができるような相談・支援体制、資源（人的、物的）の活用、関係者が協働する仕組みを整えることが不可欠である。

一方、支援体制の整備状況としては、生活困窮者自立支援法の施行から 1 年が経過し、複合的な問題を抱える相談者への包括的な相談・支援の必要性や中間就労の場の不足等の課題が明らかになりつつあるが、自立相談支援機関への相談件数は厚生労働省の目標値を下回るなど、相談・支援につながることができずに地域でニーズが潜在化している状況もうかがえる。地域における潜在的な生活困窮者の実態把握、ニーズへの対応に向け、地域へ出向いて支援を行うことができる体制づくり、様々な関係機関・団体が地域を基盤に連携を図る仕組みが必要となっている。

(参考) 入所受刑者の就労・居住の状況



(出典：法務省『平成 27 年版 犯罪白書』第 4 編/第 1 章/第 3 節)

### 〔提言 公私の福祉関係者が協働で取り組みを進めていくために〕

矯正施設出所者、生活困窮者等の地域生活支援には、当事者の生活歴も踏まえた生活全体への総合的な相談・支援を基盤に、「住まい」「就労」「社会関係」といった地域生活上の多様な課題を包括的に支えていくことが不可欠である。特に経済的基盤が脆弱であることを踏まえ、基本的ニーズの一つである「住まい」の確保に関する支援策の強化、充実が必要である。

さらに、社会的孤立や社会的排除と生活困窮状態とが相まって生活困窮者の抱えるニーズが地域で潜在化し、福祉サービスにつながった時点では深刻化していることを防ぐためには、当事者が生活している「地域」を拠点として、関係機関・団体が連携・協働する体制を構築し、アウトリーチによる支援を進めていく必要がある。

#### （制度・施策として求められること）

■刑務所等矯正施設出所者等の円滑な地域移行に向け、「住まい」「就労」「地域社会とのつながり」など、生活基盤の安定化のための対策を講じる。

- ・地域生活の基盤の確立に向け、収入の安定を図るための就労支援や「住まい」の確保を図る。
- ・生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の財源を確保・充実する。

■地域を拠点にアウトリーチによる支援ができる仕組みの構築とその実施体制を整備する。

- ・地域を基盤に、高齢福祉や障害福祉分野等の関係機関・団体も含め、様々な支援者相互のネットワークを構築して、本人の地域生活に継続的、多面的な関わりができる仕組みを構築する。

#### （福祉関係者が協働して取り組みを進めていきたいこと）

■地域に潜在する生活困窮者の早期把握・対応に向けて、関係機関の連携・協働による切れ目のない支援の充実を図る。

- ・行政、社協、福祉施設、民生委員児童委員等の地域側の担い手等が連携した生活困窮者支援システムの構築を進める。

### 〔関連する主な制度・施策〕

- 生活困窮者支援関連
- 生活保護関連
- 貧困の連鎖防止関連
- 介護サービスの基盤整備関連
- 福祉・介護人材確保関連
- 再犯防止に向けた総合対策

## ＜提言の背景－政策提言課題把握調査から明らかになった福祉現場の課題とその解決に向けた取り組み＞

### 〔福祉現場の直面する課題〕

矯正施設出所者の地域生活移行・定着において、「住まい」「就労」「地域社会とのつながりや居場所」などの生活基盤の脆弱さ、不安定さが再犯や貧困の連鎖につながっている。また、救護施設等は入所者の高齢化により重介護化が進み、地域に潜在する生活困窮ニーズに対し、地域に出向いて支援を行うことが困難な状況にある。

- 矯正施設出所者の地域移行支援について、高齢または障害があり、かつ適当な帰住先のない人については、福祉サービスを中心とした地域定着支援事業が展開されている。しかしながら、それらの対象者はニーズを必要とする者の一部でしかない。対象者の多くが精神障害や知的障害のない若年層から生産年齢層であるにもかかわらず円滑な地域移行に支障をきたしているのが実情である。その要因として、収入に比して民間借家の家賃の高さ、公営の住宅の少なさが挙げられる。派遣やアルバイトにより収入を得ている現状にあって、民間借家の家賃支出が一つの壁になっている。
- 会員施設の一例をみると、昨年度の退所者 85 名のうち、借家に移行した者は 16 名（18%）に過ぎず、21 名（25%）が就業先の寮に転居、23 名（27%）が帰住先を確保しないまま退所しており、再犯に陥るリスクが高い状況に置かれることを余儀なくされていると推測できる。再犯防止対策においては、居場所と就労の確保がキーワードとなっているところであるが、もともと低賃金の雇用形態で就労している者にあって、家賃の支払いが重い負担となっている。特に若年層においては深刻な問題である。複雑な家族関係を抱え、家族等からの支援がほとんど期待できない中、「住宅確保」は地域生活移行・定着の成否を左右する問題である。住宅確保の困難さや就労の不安定さが、再犯の契機となることは言うまでもなく、この問題を解決できない限り、社会生活の持続は不可能と言え、生活困窮や貧困の連鎖の問題が生きている限り継続してしまう。
- 住居や仕事など生活基盤の安定とソーシャルスキルの向上を図ることが、再犯の防止と円滑な社会復帰のために不可欠である。更生に向けて努力している人たちを、生活弱者としてとらえ、その視点から関係機関の連携・協働によるシームレスな支援の充実を図って、社会的排除・再犯という負の連鎖を断つ必要がある。
- 本県における生活困窮者自立支援法関連事業における市部の社会福祉協議会の受託状況については、自立相談支援事業 6 社協、就労準備支援事業 1 社協、家計相談支援事業 2 社協となっている（28 年度中の受託予定および事業の一部受託予定含む）。事業受託社協では、生活困窮者支援に向けた既存事業との事例共有や市担当者との定例ミーティング等の取り組みが行われているが、複合的な問題を抱える相談者への対応や潜在的なニーズの把握、中間就労の場の不足等、相談者の自立に向けての課題も多い。生活困窮者の捉え方や関連事業に対する理解は地域の関係機関・団体等全体として概して進んでいるとは言い難く、また、市部（自立相談支援事業等の実施は福祉事務所設置自治体で必須）と町村部の違いが、生活困窮者自立支援に向けた取り組みの格差に繋がってしまう懸念がある。

○平成 27 年 4 月 1 日より生活困窮者自立支援法が施行されたが、救護施設では平成 25 年 4 月から「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に基づき、施設が有する機能・役割等を生かした生活困窮者支援のあり方を進めてきている。社会福祉法の改正に伴い、地域における公益的な取り組みを実施することが求められ、地域の生活困窮者支援ニーズに注目が集まっている。救護施設は施設利用者の高齢化、生活課題の重度化・重複化などへの対応に迫られ厳しい状況にある。地域における潜在的な生活困窮者の実態を把握するためには施設職員が積極的に地域へ出向ける支援体制づくりが必要である。

### 〔課題解決に向けた福祉現場の取り組み〕

更生保護施設や更生保護団体においては、円滑な地域生活移行・定着に向けた支援に取り組んでいる。また、市町村社協では生活困窮者自立支援関連事業等を通して生活困窮状態の解消に向けた支援に取り組んでいる。しかしながら、対象者が抱える課題の多様さに対応するためには制度・施策の充実・強化と課題の共有を基にした取り組み主体の広がり、連携が必要である。

- 県社協更生福祉施設協議会では、研修会のテーマとして取り上げたり、委員会を通じて適宜、情報交換・意見交換を行っている。「かながわライフサポート事業」に参加する会員施設では、コミュニティソーシャルワーカーが県社協より依頼を受けた地域の生活困窮者支援を実施している。
- 国会議員や県議会議員等の視察の際、状況説明を行い、新たな支援制度の構築について依頼している。
- 更生保護施設では借家自立を支援する非常勤職員を採用し、対象者のニーズに応じた支援を展開している。しかしながら、当事者が保証人などを確保できない問題を抱えており、思うような支援に結びつけていないのが現状である。
- 神奈川県保護司会連合会、神奈川県更生保護協会では、“社会を明るくする運動”など、罪を犯した人たちの更生支援の必要性を訴えるための広報・啓発、更生を支える保護司、更生保護女性会、協力雇用主など、更生保護ボランティアの活動と人材確保の支援、社会貢献活動など罪を犯した人たちの社会的有用感醸成のための活動支援、罪を犯した人たちの当面の生活援助のための金品給与等応急的保護、罪を犯した人たちに宿泊や食事を提供し生活指導を行っている更生保護施設の運営支援、公的機関に対する雇用や雇用主支援施策の実施への働きかけに取り組んでいる。
- 市町村社協部会では、生活困窮者の自立に向け、生活困窮者自立支援法施行に焦点を当て、行政の動向や社協の対応等を内容とする階層別・課題別の協議や情報交換、研修（講義や実践報告等）、調査を継続して実施している。
- 県内の就労準備支援事業受託社協においては支援相談員の資質向上に向けた養成研修等への積極的な参加、自立相談支援事業受託社協においては、地区社協やボランティアグループ等との連絡調整による相談者の社会的つながりづくり等への取り組み、空き家の活用による「子ども食堂」に関する情報提供、生活福祉資金貸付事業や町・県保健福祉事務所へのつなぎ、社協の自主事業として町民参画によるフードドライブの実施（準備中）等を行っている。さらに市行

政との事業調整のもとで、社協の総合相談機能の発揮に向けて自立相談支援事業と既存の成年後見等、権利擁護事業との連携を図るセンターの運営や福祉施設との連携による基金の設置、事業受託のない社協でも総合相談機能の充実を図るための組織再編や既存事業との連携の取り組み等を行っている。

#### **〔提言項目〕**

- 〔①〕 刑務所等矯正出所者等の円滑な地域移行に向けた「住まい」の確保を図ること。
- 〔②〕 生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の財源を確保・充実すること。関係機関・団体の連携・協働を推進すること。
- 〔③〕 再犯防止に向けた総合的対策の実施。更生に向けて努力している人たちを生活弱者としてとらえ、関係機関の連携・協働によるシームレスな支援の充実により、社会的排除・再犯という負の連鎖を断つこと。
- 〔④〕 救護施設（保護施設）の職員配置の見直しを図ること。

（更生福祉施設協議会、市町村社協部会、神奈川県保護司会連合会、神奈川県更生保護協会）



## <提言Ⅱ-3 障害者の地域生活支援>

改正障害者総合支援法では、福祉施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に向けた新たなサービスとして「自立生活援助」の検討が進むなど、地域生活移行への政策の舵が取られている。

障害のある人の地域生活の場としてグループホームを希望する人は多く、かかる期待も大きい。第4期神奈川県障害福祉計画では、平成29年度の成果目標として、福祉施設・病院からの地域生活移行に向け入所者・在院者の削減目標を設定し、併せて地域における重要な住まいの場である障害者グループホームの必要量について、平成25年度利用実績の約1.3倍（約8,500人分）を見込んでいます。しかし、多くの障害福祉サービスの実施主体が市町村に移管され、市町村の財政状況等により格差が生じています。

65歳以上の高齢障害者に対する介護保険サービス優先の取り扱いについては、各市町村の制度運用に認識の相違がみられる。障害福祉サービスと高齢者介護サービスでは、サービス提供の環境や利用者への個別支援プログラム等における介護・支援の内容に差異が大きく、利用にあたって混乱や戸惑いを生じやすい。生活の質の低下を招かないよう、一人ひとりの意向、状況に応じたサービス利用／提供のための支援体制を構築する必要がある。障害程度が重く、かつ高齢化している障害者の地域生活を高齢の家族が支えている世帯も多い。地域生活の安心確保に向け、緊急時に利用できるサービス・支援体制の整備についても市町村基盤による整備が必要である。

また、障害の有無によらず、人が生活を営むうえで（就労としての）「働く」ことは重要な意味をもつ活動であるが、障害のある人の場合、一般就労に向けて高い意欲を持っていても利用期間制限などの理由で支援が中断・停止してしまう、あるいは（社会参加としての）「はたらく」活動を望む人にとって身近な地域に適切な支援が受けられる場がないという状況がある。

なお、障害のある人の地域生活移行については、地域住民の理解と協力は欠かせないものであり、障害者差別解消法の理念を普及していくための具体的な取り組みを行っていく必要がある。

（参考） 神奈川県障害福祉計画（第4期 平成27年度～平成29年度）における指定障害福祉サービス等の見込量  
（1か月当たりの見込量）

| サービス種別 | 参考：平成26年度（見込み）     | 平成29年度             |
|--------|--------------------|--------------------|
| 療養介護   | 697人分              | 907人分              |
| 短期入所   | 20,214人日分（3,441人分） | 25,617人日分（4,506人分） |
| 共同生活援助 | 6,963人分            | 8,565人分            |

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1日当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

（出典：『神奈川県障害福祉計画（第4期 平成27年度～平成29年度）』）

## 〔提言 公私の福祉関係者が協働で取り組みを進めていくために〕

障害のある人の地域生活移行や定着を進めるうえでは、本人の意向の尊重を基本に支援体制や環境を整備することが求められる。多くの障害福祉サービスの実施主体が市町村へと移管される中、生活する地域によらず、住まいや就労、社会参加について意向に沿った支援が受けられるよう、障害福祉サービスの供給体制を整備していく必要がある。

同時に、障害のある人の地域生活移行の推進には、地域社会の障害のある人への理解促進が不可欠であり、障害者差別解消法の理念の普及について、具体的な取り組みを進めていくことが必要である。

さらに、障害者の高齢化が進む中、障害のある人の高齢期の生活の質を上げていくために、障害福祉と高齢福祉・介護の分野の関係者が協働しながら、新たな支援の仕組みづくりを図っていくことが必要である。

### （制度・施策として求められること）

#### ■住む場所（市町村）によらず、住まい方や働き方などを選ぶことができるための障害福祉サービスの拡充を進める。

- ・市町村間の情報交換の機会設定等を進め、市町村による格差を解消する。
- ・障害支援区分の重い方、医療的ケアを伴う方のサービス利用に対する報酬単価について更なる加算を図る。
- ・障害者の就労支援について、障害のある人の就労意欲を支える視点から制度の見直しを図るとともに、（社会参加としての）はたらき方の多様性を踏まえ、柔軟な運用を図る。
- ・障害者の生活しやすい地域づくりに向け、地域に障害者・高齢者支援機能を併設する複合施設機能が発揮できる体制を推進する。

#### ■65歳以上の高齢障害者が必要な障害福祉サービスを確実に利用できるよう「介護保険サービス及び障害福祉サービスの併用」という原則にする。

### （福祉関係者が協働して取り組みを進めていきたいこと）

#### ■障害のある人の生活歴を踏まえながら、その人らしい老いを支え、生活の質を上げていくための新たな高齢障害者支援の仕組みづくりを図る。

- ・高齢障害者支援のための新たな政策の立案に向け、高齢者介護現場と障害福祉現場とが協働モデル事業に取り組み、必要な仕組み等を提案・発信する。
- 障害のある人の円滑な地域生活移行・定着に向け、福祉分野に留まらない広範なアプローチのもと、障害者差別解消法の理念の普及を各地域で具体的に展開する。
- ・教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図り、障害があっても共に生きることが当たり前と感じられるようなノーマライゼーション、インクルージョン理念を普及する。
- ・教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図る。

## 〔関連する主な制度・施策〕

- 障害福祉サービス基盤整備、○地域移行・定着の充実、○生活の質向上
- 障害者就労促進、○障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連
- 介護サービスの基盤整備
- 福祉・介護人材確保関連

## ＜提言の背景－政策提言課題把握調査から明らかになった福祉現場の課題とその解決に向けた取り組み＞

### 〔福祉現場の直面する課題〕

地域生活移行の住まいの場としてグループホームへの期待や希望は大きいですが、障害福祉サービスの実施主体の中心が市町村に移管される中、市町村の財政状況等により格差が生じている。また、65歳以上の障害のある人への一律的な介護保険サービスへの誘導がみられるなど、障害のある人の高齢化への対応が進んでいないことや、障害のある人の働き方の多様性を踏まえた支援の充実が課題となっている。

- 年齢によらず障害程度が重い方の地域生活の場としてグループホームを希望する方が多いが、現状のグループホーム制度(単価)は厳しく、グループホームの設置は関係者の自助努力に負うところが大きい。家族の高齢化により週末帰宅等が困難となり、結果的にホームでは365日の支援が必要となることも多く、人材不足の現状ではホームの増加が見込めない。
- 障害者グループホームの家賃補助の上乗せは、市町村独自の実施となっており、市町村間の格差が生じている。県の「グループホーム等居住支援事業費」についても、平成26年度からごく一部の市町村を除き交付金化されたことで、格差がますます広がることが懸念される。
- 障害者の生活に理解のある地域住民とのつながりはとても心強いものだが、障害への誤解・偏見・理解不足を感じることもある。平成28年4月の障害者差別解消法施行を受けて、同法の理念をそれぞれの地域でどう展開していくのか、具体化に向けては道半ばであり、福祉分野に留まらない広範なアプローチが求められる。
- 障害程度が重く、かつ高齢の障害者の地域生活はいまだ家族による支援が中心であるといえる。この家族も高齢で老障介護になり、更には高齢障害者が老親を介護している現状もある。高齢障害者はその家族も含めて支援が必要だが、障害福祉関係者と地域包括支援センター等とがネットワークを形成するまでに至っていない。
- 65歳以上の高齢障害者について、介護保険サービスを優先利用するとされているものの、介護保険にないサービスは障害福祉サービスが利用できること、介護保険優先によりサービスの質や量が低下しないよう配慮することとを示した「適用関係通知」により、介護保険サービス優先のとらえ方について各市町村の適切な理解が進んだかにみえたが、再び、市町村によっては介護保険サービスへの誘導をする状況もあり、各市町村の認識の相違、温度差がみられる。
- 市町村によっては、「介護保険優先」が独り歩きしている現状があり、障害を抱えながら一般就労していた方が、体力的な面などから、65歳を過ぎて離職し、65歳を超えてから初めて就労

- 継続支援 B 型の利用を希望した場合に、市町村から支給決定を否定された事例がある。また、65 歳を超えた就労継続支援 B 型の利用者が、生活介護への移行を希望した場合、介護保険に同様のサービスがあるという理由で介護保険サービスの利用を強要されたり、市町村からの利用者への介護保険優先の内容（適用関係通知の趣旨）説明が十分でなく、結果的に、障害福祉サービスが利用できないという錯覚のもと介護保険サービスへ移行となった事例も発生している。
- 脳血管障害や疾病等による高齢障害者の中には、高齢者デイサービス事業のメニューにはない「はたらくサービス」を求めて、障害福祉サービスを希望し、身近な場所で作業活動を通して収入を得ることを希望している人もいる。しかし、市町村によって、また、担当者によって対応が変わり、障害福祉サービス事業所の利用を希望する高齢障害者の受け入れを控える状況も見受けられる。
  - 制度上、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合、介護保険サービスの利用が優先されることとなっているが、施設入所者の場合、障害福祉施設が介護保険適用除外施設となっているため要介護認定を受けられず、親族宅への一時帰宅の際など地域の介護サービスを利用できない。障害福祉制度と介護保険制度の利用負担上限額が異なるために新たな利用者負担（1割負担）が生じることや、介護サービスに移行しても介護保険事業所の雰囲気やプログラムに馴染めず利用を中断してしまう人もいること等、課題が明らかになっている。
  - 障害者の高齢化・重度化が進む中、障害福祉分野では介護保険制度でいう「看取り加算」や入退院を想定した支援体制の整備など、高齢期を支える仕組みづくりが遅れている。特に小規模な事業所では、体制や経験上の課題等から介護を必要とする人の支援が難しい。
  - 障害者総合支援法の改正に向け、一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みづくりや、障害福祉事業所が介護保険事業所になりやすくするための見直し等が検討されているものの、依然として介護保険制度優先の論調に変わりはない。
  - 障害のある人の生活歴を踏まえながら、その人らしい老いを支え、暮らしの質を高めていくには、福祉施設支援の在り方を含め、新たな高齢障害者支援の仕組みづくりが必要である。
  - 就労移行支援について、標準支給期間（標準 24 ヶ月、延長 12 ヶ月）の制限により、一般企業への就職に必要な知識や技術の習得前に支援を打ち切らざるを得ない場合がある。標準支給期間内に一般就労に至らなかった人が、引き続き意欲をもって取り組めるための制度の枠組みが用意されておらず、就職を望む人にとっての意欲の減退につながっている。市町村によっては、標準支給期間の延長（12 ヶ月）について、検討もなされずに受け付けない場合がある。
  - 家族の方も含め「身近な地域」で、重度障害者の「はたらく＝生きがい」活動を望む声が多くあるにもかかわらず、行政は「働く＝工賃アップ」という方針で施策を進め、工賃アップや工賃向上の支援策に偏っている。障害福祉分野内で取り組むだけでなく、他の施策（高齢や児童）と共にながわらしい取り組み（「居場所」＋拠点化）などの発想をもつことが必要である。全県域での事業化ではなく、モデル地域化した取り組みの展開も必要である。
  - 親の高齢化等に伴い「短期入所」「緊急一時預かり」サービスが必要になっても、生活している地域でサービスが不足しており、利用できない状況がある。また、制度上は利用できるにもかかわらず、医療的ケアの状況から入所を断られるなど、医療的ケアを伴う支援区分の重い障害者が利用できる施設も不足している。障害福祉圏域毎に社会福祉基盤、特に療養介護サービスが整っていない。

### 〔課題解決に向けた福祉現場の取り組み〕

重度重複障害児・者の生活支援の質の向上に向けた人材養成、高齢者介護技術の習得、学校や家族と協働した就労支援などを進めている。また、地域住民の理解を広げていくため、積極的に地域との関わる機会を設けている。しかし、市町村の状況による影響も大きく、障害のある人本人の意向を尊重したサービス利用支援に向けて、一層の取り組みが必要な課題は多い。

- 重度重複障害児・者が生活しやすい障害者グループホームの設計・建築・運営。
- 重度重複障害者の生活支援の質の向上に向けた世話人の育成を進めている。
- 地域住民に対する、障害のある人の生活や障害特性に関する正確な情報提供を行っている。
- 災害時に支援し合える地域との関係づくりを目指した児童・生徒の福祉の職場体験の受け入れ、自治会行事への積極的な参加を図っている。
- 障害への認知度の向上を目的とした日中活動支援の場の設定（入所施設内ではなく、意図的に地域に設置）。
- 地域におけるネットワークの構築（在宅生活者に関するケースカンファレンスへの積極的な参加、総合相談と福祉サービス事業所との連絡強化、見守り・巡回の制度化等）。
- 施設設備（グラウンドや館内設備等）の地域解放の実施。
- 地域住民を職員採用している。
- 地域との関係づくりに向けた施設職員の育成・教育の実施。
- 高齢者介護の知識・技術の習得（嚥下食の検討・導入、認知症対応、施設設備の検討等）。
- 運営法人単位で高齢者中心の入所拠点を設置。
- 地域包括支援センターと協議する場を設け、介護保険の内容を学習している。
- 日頃の業務や身近な課題の対応に追われ関係機関との継続した場が設けきれないものの、民生委員児童委員と「見守り」等の意見交換を行う市町村もある。
- 地域と共に歩んできた事業所では、地域の方々に支えられるだけでなく、地域に貢献できる活動をしていこうとしている。ただし、職員の負担や1カ所の事業所だけでは支えられない問題も出てきており、関係機関との連携とともに共通理解が進まなければ継続は難しい。
- 県社協社会就労センター協議会として過去に養護学校との情報交換等を行っている。
- 児童相談所・福祉事務所・家族との連携による障害者支援施設の見学・体験入所（短期入所）を行っている。
- 毎年の予算編成時期に合わせて要望し、地方自治体、国に要望書提出と政党ヒヤリングに参加している。地方議員に困難事例を訴え、議会で質問を依頼している。障害者相談員制度の相談員を介して「緊急一時預かり」「短期入所」の利用を訴えている。
- 全国身体障害者施設協議会から国へ課題として提案をしている。
- 県下の知的・身障・就労系等、様々な事業者団体により、要望・提言活動を行うとともに、折に触れて県・市町村に伝えるなど働きかけている。

## 〔提言項目〕

- 〔①〕 格差のない障害福祉サービスの確保に向けた市町村による現存事業の継続と新規サービスの拡大を図ること。
- 〔②〕 県による市町村間の情報交換の機会設定や、市町村ごとにサービスの内容・質に差異が生じないように指導・働きかけを行うこと。
- 〔③〕 スプリンクラー設備等のグループホーム設置基準の規制緩和を図ること。
- 〔④〕 障害支援区分の重い方、医療的ケアを伴う方のサービス利用に対する報酬単価について更なる加算を図ること。
- 〔⑤〕 重度重複障害児に関する専門知識・支援スキルを学ぶ場づくりを進めること。
- 〔⑥〕 介護を必要とする高齢障害者支援のための人員配置基準の見直しを図ること。
- 〔⑦〕 高齢障害者（その家族も含む）の継続した地域生活の支援を充実すること。
- 〔⑧〕 65歳以上の高齢障害者が必要な福祉サービスを確実に利用できることを明確化するため、現状の「介護保険サービス優先」という原則を変えて「介護保険サービス及び障害福祉サービスの併用」という原則に変更すること。
- 〔⑨〕 障害者の生活しやすい地域づくりに向け、障害者・高齢者支援機能を併設する複合施設の設置を推進すること。
- 〔⑩〕 高齢障害者支援のための新たな政策の立案。障害福祉現場との協働モデル事業を発信すること。
- 〔⑪〕 就労移行支援標準支給期間についてアセスメント・計画作成・モニタリングを要件としたうえで就労移行支援標準支給期間を拡大すること。もしくは期間設定を撤廃すること。
- 〔⑫〕 障害者が「はたらく＝社会参加」への支援について、他の施策（高齢や児童）と共にながわらしい発想のもとで取り組みを展開すること。
- 〔⑬〕 重度障害があっても共に生きることが当たり前と感ぜられるようなノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会を確保すること。
- 〔⑭〕 教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図ること。

(障害福祉施設協議会、社会就労センター協議会、(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会、  
 本会(政策提言委員))

(参考)

○65歳以上の高齢障害者の状況

○在宅の身体障害者386.4万人の年齢階層別の内訳を見ると、18歳未満7.3万人（1.9%）、18歳以上65歳未満111.1万人（28.8%）、65歳以上265.5万人（68.7%）であり、70歳以上に限っても221.6万人（57.3%）となっている。我が国の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は調査時点の平成23年には23.3%であり、身体障害者ではその約3倍も高齢化が進んでいる状況にある。

○在宅の知的障害者62.2万人の年齢階層別の内訳を見ると、18歳未満15.2万人（24.4%）、18歳以上65歳未満40.8万人（65.6%）、65歳以上5.8万人（9.3%）となっている。65歳以上の割合の推移を見ると、平成12年から平成23年までの11年間で2.8%から9.3%へ増加している。知的障害は発達期に現れるものであり、発達期以降に新たに知的障害が生じるものではないことから、身体障害のように人口の高齢化の影響を大きく受けることはない。一方で、調査時点である平成23年のいわゆる全国一般の高齢化率23.3%に比べて、知的障害者の65歳以上の割合が9.3%と半分以下の水準となっていることは、健康面での問題を抱えている者が多い状況を伺わせる。

○外来の精神障害者287.8万人の年齢階層別の内訳を見ると、20歳未満17.6万人（6.1%）、20歳以上65歳未満172.4万人（59.9%）、65歳以上97.4万人（33.8%）となっており、調査時点の平成23年の高齢化率23.3%に比べ、高い水準となっている。65歳以上の割合の推移を見ると、平成17年から平成23年までの6年間で、65歳以上の割合は28.6%から33.8%へと上昇している。

（出典：内閣府『平成26年度版 障害者白書「第3章 障害者の状況（基本的統計より）」』一部引用）

○平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「高齢障害者の自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（以下「適用関係通知」という。）において、介護保険サービス優先のとらえ方について、その考え方が示された。また、平成 27 年 2 月にも事務連絡（通知）により、改めて障害者一人ひとりの状況に応じた支給決定がなされるよう通知がされた。

「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課・障害福祉課 事務連絡（平成27年2月18日）」

（※一部抜粋）

#### 1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

##### （1）障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

##### （2）具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

#### 2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

##### （1）（省略）

##### （2）障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知（2）②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

（以下、省略）



## <提言Ⅲ 支え合いの地域づくりの推進>

少子高齢化の進行、世帯構成の変化等に伴う介護や子育てのニーズの増大、生活課題の多様化などへの対応として、地域での支え合いに期待が集まっている。

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・日常生活支援総合事業等において住民参加、多様な主体による生活支援サービスの充実を図る仕組みづくりが進められているほか、生活困窮者自立支援制度、障害者相談支援、子ども・子育て支援新制度など、いずれの分野の福祉施策においても「地域」が重要なキーワードになっている。

さらに平成27年9月に厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」から示された「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、今日の複雑化する支援ニーズに対し、地域全体で支える力の再構築が求められるとし、いわゆる互助・共助の取り組みを育みつつ対象者の状況に応じて分野を問わず包括的に相談・支援を行うことを可能とすることが必要であり、全世代・全対象型地域包括支援が不可欠だとしている。

こうした「地域」を重視した施策が展開される一方で、人間関係の希薄化等により地域力は低下し、民生委員児童委員等の地域側の担い手に過大な負担がかかっている状況が見られる。また、地域福祉推進における重要な社会資源である社会福祉施設は経営効率重視が求められる事業環境に置かれている。

福祉・生活課題は具体の地域生活の中で生起するものであり、その課題解決もまた「地域」の中で取り組まれるものである。身近な地域を基盤に、行政、社会福祉法人・施設、社協、民生委員児童委員、ボランティア等の多様な主体の参加と協働のもと、自助、互助、公助がそれぞれの機能を発揮し、地域の福祉・生活課題を地域の中で支えていくシステムを構築する必要がある。

### [提言:公私の福祉関係者が協働で取り組みを進めていくために]

福祉・生活課題の多様化に対応していくためには、課題に取り組む担い手も多様化していく必要があるが、現状では、地域の中で問題に気づいても、その気づきをつなげていくことや問題を共有していく仕組みが不足し、担い手が個々で対応せざるを得ない状況や、福祉サービス利用につながった時点ですでに問題が深刻な事態に陥っているといった事態も起きている。

制度に基づく社会福祉法人・施設・専門職と民生委員児童委員等の地域側の担い手の協働を進めていくためには、関係者の気づきや問題の共有など、連携と協働のための総合相談体制などの「システム」を地域で構築していく必要がある。

また、高齢者、障害者、子育て中の親等の当事者が地域社会に参加し、自助や互助・共助の関係を育んでいくことができるための場づくりも重要になっている。身近な地域に、誰もが参加し、住民主体で交流できる拠点、場を増やしていくことが必要である。

(制度・施策として求められること)

- 高齢者、障害者、子育て中の親等が地域の常住者として地域社会に参加し、自助・互助できる地域施設機能を整備する。貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進める。
- 地域包括ケアを高齢者のみでなく子どもや障害者の問題を含む地域全体の問題に対応する仕組みとなるようビジョンを示し、その理念のもと財源や人材等の資源を柔軟に活用する。
- 教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図る。

(福祉関係者が協働して取り組みを進めていきたいこと)

- 地域を基盤に、公私の社会福祉関係団体が連携し、子ども、高齢者、障害者、貧困家庭等の生活課題を包括的に支えるための関係づくりを推進する。
  - ・市区町村などの身近な単位で、行政、施設や社協などが協力しあう場を創設し、具体的な連携を進める。
  - ・関係機関・団体と民生委員児童委員等の地域の協力者とが各々の役割理解を共有し、効果的な連携を進める。
  - ・ノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会を確保する。
  - ・貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進める。

#### [関連する主な制度・施策]

- 生活困窮者支援関連、○貧困の連鎖防止関連
- ひとり親家庭支援関連
- 介護サービスの基盤整備、○介護予防、生活支援の充実、○在宅医療・介護連携、○高齢者虐待防止、権利擁護関連
- 障害サービス基盤整備、○地域移行・定着の充実、○生活の質向上、○障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連

#### <提言の背景－政策提言課題把握調査から明らかになった福祉現場の課題とその解決に向けた取り組み>

#### [福祉現場の直面する課題]

様々な施策で「支え合う地域づくり」の推進が重視されているが、肝心の地域力は低下し、問題を把握しても気づきをつなげていく仕組みがなく、民生委員児童委員等地域側の担い手に大きな負担がかかっている。地域包括ケアの理念を、高齢者にとどまらず子どもや障害者の問題も含むものとしてとらえ、地域を基盤に総合的な相談支援体制を構築する必要がある。

- いずれの分野・部門でも、「地域」が福祉施策の重要なキーワードになりながら、社会福祉施設は、専門性をもった一定規模の経営ラインを追求した内向きな運営を強いられ、旧来の町内

会や民生委員児童委員が地域を受け持つ担当者のように位置付けられており、最も困難を強いられる人が、自助、互助、公助の枠組みに包摂される適切な支援システムが存在しない。福祉課題＝生きづらさは、地域の具体的な生活の中にある中で、隣保館事業などが新しく再編される必要がある。

- 様々な地域課題への対応に民生委員児童委員の協力が広く求められている反面、行政や関係機関、地域住民の民生委員児童委員についての理解が十分とは言えず、活動への負担感が強まり、担い手確保も課題となっている。
- 様々な制度・施策が整理されてきた一方、情報量が多いため、内容を正しく理解することの限界や、必要な人に情報が伝わっていない現状がある。地域の課題の解決には、様々な関係者が関わりながら住民の中で支え合いの輪を作り、民生委員児童委員等に繋げる仕組みづくりができるかが重要と考える。
- 地域包括ケアの理念のもと、高齢者のみでなく、子どもや障害者等の生活問題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けた横断的な取り組みを推進するために、社協では協議体機能の発揮や地域福祉推進主体としての事業の充実が、行政においては取り組みの方向性の明確化や関係部局間の連携等が重要なポイントとなるが、それらは概して充分とはいえず、大きな課題といえる。
- 各種の福祉施策において市町村の役割が拡大する中、広域行政を掌る県として、官民一体で地域福祉を進めてきた歴史、地域でのネットワークの形成、福祉人材の育成、民生委員児童委員活動、ボランティア活動等の様々な活動を行い、着実な成果を上げてきた状況を継承していくことが必要である。

### **〔課題解決に向けた福祉現場の取り組み〕**

地域包括ケアの推進に向けた関係者の学び合いや情報交換とともに社協や民生委員児童委員等が地域のニーズに応じた取り組みを進めている。しかし、高齢、障害、児童といった分野を横断しての課題の把握や対応のための連携体制の構築は進んでいない。

- 県社協地域生活施設協議会並びに更生福祉施設協議会では、地域福祉の推進を施設側から発信する場として、地域福祉推進を考えるセミナーを開催している。平成 27 年度は、子どもの貧困・アルコール依存症を取り上げ、社会福祉施設関係者や民生委員児童委員及び市町村行政・社会福祉協議会職員等が一同に会し、地域で取組まれている実践活動を基に共に考える機会としている。
- 地域生活施設では貧困が孤立を伴っている中、定時制高校内の居場所学習支援、外国人の子どもの高校をあきらめない学習サポート、生活保護家庭の学習サポート事業、学校内外の居場所づくり事業など、子どもの貧困に向き合う事業形態を早期に取り組む。
- 県社協介護老人保健施設協議会では、地域包括ケアシステムの構築、在宅復帰に向けた取り組みや看取りなどをテーマとした研修会を実施している。特に平成 27 年度は、10 月研修会で、東京都・埼玉県・千葉県・本県における地域包括ケア実現に向けた取り組みの事例を発表しあった他、1 月研修会では介護老人保健施設における看取りをどのように考えて実施していくか会員施設で学びあった。

- 各介護老人保健施設では、在宅復帰を支援する取り組みを進めており、通所リハビリやショートステイなども織り交ぜ、本人の状況の変化にも対応しながら、高齢者の地域生活や家族の介護負担を軽減するよう取り組んでいる。特に、要介護度の中・重度の方にとっては、医師がいる各介護老人保健施設の存在によって在宅生活が可能となる方も多く、一部の施設では看取りも含めた対応を行っていくなど、地域包括ケアシステムの中核となる施設として取り組んでいる。
- 市町村社協部会では介護保険法の改正に焦点を当て、行政の動向や社協の対応等を内容とする階層別・課題別の協議や情報交換、調査、研修（講義や実践報告等）に継続して取り組んでいる。
- 県内市町村社協では、「平成 28 年度より高齢者生活支援体制整備事業として地区担当の生活支援コーディネーター配置事業を受託。同じく地区を担当する地域包括支援センターとの連携・協働により各地区に設置される『第 2 層協議体』の運営支援を通じて『介護予防・生活支援サービス』の拡充を図る。地域福祉活動計画では地区担当のコミュニティソーシャルワーカーの配置を計画しており、生活支援コーディネーター業務も兼務する」「市高齢者生活支援体制整備推進会議（協議体）等に参画。地域づくり等に向けた提案等を通し、行政や社協、住民等の連携による取り組みの推進を図り、また、地区社協へのアンケートや部会会議での検討等に取り組んでいる」「福祉人材の確保については、県社協や会員施設との連携・協働により取り組んでいる」「地区の関与、取り組みの方向性を検討する上で、市職員を講師に職員研修会を実施。県の生活支援コーディネーター養成研修を受講。協議体の設置については、既存の各種協議体との調整を図る必要がある」「第 1 層協議体の業務委託を受けて、検討会を実施。地区社協を協議体として組み入れたいとの意向があるが、第 2 層または第 3 層とするかで協議中。今後、認知症高齢者等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも在宅生活を継続するための生活支援サービスの充実が必要」「事業推進にあたり、地域資源（住民・空き家・施設職員等）の把握をするための定期的な懇談会を実施」といった取り組みを実施している。
- 民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりについて、神奈川県民児協では関係機関と連携体制を構築するために児童相談所所長、行政との意見交換の場を設けている。また、対象者によって必要な情報が異なるという考えから、自治会向け、子ども関係機関・団体向け、住民向けと対象者を分け、パンフレットの見直しを図ったほか、役員会、委員会等の場を活用し、情報交換を行っている。
- 横浜市民児協では「民生委員・児童委員活動に係る課題検討会」及び「民生委員・児童委員活動支援策ワーキンググループ」に参画し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりについて検討している。また、理事会において、活動に関する課題を共有し、解決に向けた検討を行っている。民生委員制度創設 100 周年記念事業として提言を作成し、民生委員の今後の活動の方向性について整理するとともに、地域住民への理解促進のため、広報啓発事業を強化する。さらに地域福祉保健計画への参画や関係機関・団体との連絡会の開催などにより、民生委員・児童委員に関する理解を深める機会を作っている。
- 各市区町村・地区民児協では、区・地区民児協ごとに広報啓発の取り組みを進めている。
- 本人が暮らす地域を基盤に、従来の枠組みである高齢・障害・児童の分野を超えた横断的な相談支援体制が求められていることから、市町村域では分野を超えた相談機関の連携体制づくり

や権利擁護の視点に立ったネットワークの形成に取り組んでいる。また、こうした取り組みの役割を担う機能として、市町村域における「権利擁護・成年後見推進センター（機能）」の設置に向けた取り組みが行われている。

○本会権利擁護推進部では、地域の相談機関が抱える困難事例のケース会議や事例検討会への専門職の派遣や支援機関の連携・ネットワークづくりなどの支援を行っている。

### 〔提言項目〕

- 〔①〕 子ども、高齢者、障害者、貧困家庭等を地域ぐるみで支え合う関係づくりを推進するよう社会福祉法人等の様々な団体間が連携し、かながわらしい地域福祉の総合的な政策を推進すること。
- 〔②〕 高齢者、障害者、子育て中の親が地域の常住者として地域社会に参加し、自助・互助できる地域施設機能の整備。貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進めること。
- 〔③〕 地域包括ケアシステム構築は市区町村などの身近な単位での連携を進めることが不可欠であり、行政のイニシアチブによって、介護老人保健施設や市区町村社協などが協力し合う連携の場を創設し、具体的な連携を進めていくこと。
- 〔④〕 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業等の関連事業を推進するにあたり、行政は高齢者のみでなく、子どもや障害者の問題を含む、地域全体の問題に対応する仕組みとなるよう明確なビジョンを示すこと。その理念のもと、介護予防・日常生活支援総合事業等の財源や人材を高齡分野に限定せず地域福祉推進等の施策や関連の取り組みにも広く柔軟に活用すること。
- 〔⑤〕 権利擁護の視点に立った総合的な相談支援ネットワーク等の形成に向けた、市町村「権利擁護・成年後見推進センター（機能）」の設置を推進すること。
- 〔⑥〕 重度障害があっても共に生きることが当たり前と感ぜられるようなノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会を確保すること。
- 〔⑦〕 教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図ること。
- 〔⑧〕 民生委員児童委員活動についての正しい理解を関係機関・地域住民が共有し、地域の協力者との効果的な連携を進めていくこと。

(障害福祉施設協議会、地域生活施設協議会、介護老人保健施設協議会、民生委員児童委員部会、市町村社協部会、(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会、本会（権利擁護推進部）)



---

## 第二部

### 部会・協議会・連絡会等の提言項目

---

| 主体番号 | 部会・協議会、連絡会等 | 提言項目番号 | 提言項目   | 提言の背景(現状と課題)  | 第一部との関連 |
|------|-------------|--------|--|---|---------|
| 1    | 経営者部会       | 1      | ○社会福祉事業経営とサービス提供について法人機能の規制の緩和を図ること。   | 現在、「経営」という言葉だけが踊り、本来あるべき非営利法人が社会保障・社会福祉サービスを提供する本旨が吹き飛んでいる。経営と福祉サービス提供の一見、相矛盾する課題は社会福祉法人が営む場合のバランス感覚は極めて重要。   |         |
|      |             | 2      | ○改正社会福祉法が求める社会福祉法人の改革案を社会福祉法人自ら検討、共有しながら活動を進めていくこと。  | 長い間、措置制度の中で法人経営・事業所運営をしてきた体質から、法人主体の経営として、公益法人としての社会貢献、法人主体のガバナンス・コンプライアンスを1つ1つ検討し、国が求める体質に変化することに取り組む必要がある。また、法人経営と事業所が利用者を選択される体質を検討する。   |         |
|      |             | 3      | ○キャリアパス具体化を義務付け、報酬・給与体系の全体的な見直しを図ること。  | 若年人口が減少している中で、介護職員の確保・育成は課題である。加算での給与体制も各法人まちまちである。介護職員が生涯設計を描ける様にしていく必要がある。  | I       |
|      |             | 4      | ○認知症施策の指導者の役割について拡大すること。   | オレンジプランで中学校区に1名指導者を配置となっているが、役割が明確でなく、地域によって活動がバラバラである。   |         |
|      |             | 5      | ○介護プロフェッショナルキャリア段位制度のあり方について検討すること。  | アセッサーの育成が進んでいない。キャリア段位制度の社会的位置付けに課題がある。高齢者施設での義務化と未来のキャリアアップの見える化が必要である。  |         |
| 2    | 児童福祉施設協議会   | 6      | ○社会的養護関係施設に従事する保育士と保育所に従事する保育士の処遇の是正を図ること。県内社会的養護関係施設が一体となって行政と連携を図りながら人材確保対策を進めること。             | ○待機児童対策等により社会的養護に従事する保育士と保育所で従事する保育士の処遇に乖離が生じ、人材確保が難しくなっている。同一の法人で同一の職種として従事する保育士の処遇が施設種別によって異なってしまうことで法人全体での人材育成やキャリアパスの形成が困難になっている。<br>○平成 27 年度より職員の配置基準の増、措置費単価の改訂が行われたが、新たな職員配置基準を充足できていない施設が複数ある。人材確保のための予算が低く、有効な人材確保の体制がとれない。 | I       |
| 3    | 母子生活支援施設協議会 | 7      | ○平成 27 年 12 月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を始めとするひとり親家庭支援の実現に向けて、職員配置等の一層の充実を図ること。 | ○母子世帯の相対的貧困率は 5 割を超えているが、全国の母子生活支援施設に入所している母子世帯は、全母子世帯の 0.3%に過ぎない。母子生活支援施設を知らず、地域社会や福祉サービスから孤立し、貧困を抱え過酷な状況  | II-1    |



平成 28 年度 部会・協議会・連絡会等からの提言項目一覧 (課題把握調査：平成 28 年 4 月時点)

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目  | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |  |
|----------|---------------------|----------------|---|--|-------------|--|
|          | 母子生活<br>支援施設<br>協議会 | 8              | ○周産期の母親の受け入れをす<br>る施設の拡充を進めること。   | に耐えている母子も少なくない。<br>○母子生活支援施設はDV被害者の入所の為に活<br>用されることが多い。一方、上述のように地<br>域で過酷な状況にある母子家庭の利用依頼は<br>少ない。  | Ⅱ - 1       |  |
|          |                     | 9              | ○DV被害者だけでなく、貧困、<br>精神障害、知的障害などの理由<br>により地域社会で自立して暮<br>らすことに課題を抱える母子<br>世帯に対しても、母子生活支援<br>施設での生活の立て直しを視<br>野に入れた支援を進めること。<br>そのために、関係機関職員の研<br>修内容に、母子生活支援施設の<br>機能について広く理解できる<br>ためのプログラムを取り入れ<br>ること。    |  | Ⅱ - 1       |  |
|          |                     | 10             | ○要保護児童対策協議会など支<br>援の必要な母子世帯に対する<br>カンファレンスなどの場への<br>母子生活支援施設の参加や、県<br>社協母子生活支援施設協議会<br>で実施する「関係機関研修会」<br>や「母子福祉研修会」への関係<br>機関職員の積極的参加など、関<br>係機関職員と母子生活支援施<br>設で母子世帯に対する支援に<br>向けた意識を共有化させてい<br>く場を増やすこと。 |  | Ⅱ - 1       |  |
| 4        | 保育協議<br>会           | 11             | ○県全域に対する保育士確保施<br>策の充実を図ること。特に県西<br>部における保育士・保育所支援<br>を充実すること。  | 待機児童を解消し、国の掲げる一億総活躍社会<br>を実現していくためには、県内のどの地域にお<br>いても安定した保育を実施することが重要と考<br>えるが、そのために必要な保育士の確保は多く<br>の保育園で大きな課題となっている。県では、<br>新卒保育士や潜在保育士の確保のため平成26年<br>から保育士・保育所支援センターを開設したが、<br>県内1か所のみの中核のセンターである。 | I           |  |
|          |                     | 12             | ○保育現場に対する全県的な施<br>策説明・情報提供の充実を図る<br>こと。   |  |             | 基礎自治体として市町村の裁量が拡大し、それ<br>ぞれの地域に合せた施策が市町村ごとに実施さ<br>れるようになってきているため、県全体としての<br>動向が把握しづらい状況になっている。 |
|          |                     | 13             | ○保育所の改修・建替に備えた財<br>源確保について方策を検討す<br>ること。  |  |             | 保育園の園舎に関しては、今後も一定程度の期<br>間での改修や建替が必要になることが想定され<br>ているが、各法人ともその費用の捻出を課題と<br>している。               |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---------------------|----------------|--|--|-------------|
| 5        | 老人福祉<br>施設協議<br>会   | 14             | <p>○地域区分について、国家公務員等の地域加算を横引きするのではなく、都道府県同一の地域区分の設定にすることを基本に、都市部における人件費、物件費の高さ等に鑑み、地域実情に合わせた地域区分の設定とすること。</p> | <p>○本県では、75 歳以上の後期高齢者と一人暮らし高齢者の急増が見込まれている。高齢になり介護や支援が必要になっても安心して豊かに暮らしていくためには、質の高い福祉サービスが必要であり、その土台となる職員の確保や資質の高い職員の職場定着を進めていかねばならない。</p> <p>○しかしながら、平成 27 年度介護報酬改定率は全体でマイナス 2.27%、特別養護老人ホーム等では実質 6%削減された。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(骨太の方針)では、社会保障費の伸びを今後 3 年間で 1.5 兆円程度に抑える内容の歳出削減目安が記されるなど、次期報酬改定でも厳しい数値が示されると見込んでいる。</p> <p>○介護報酬はサービス提供地域ごとの人件費などの地域差を反映させるため、1 単位 10 円を基本として地域区分ごとに割り増しを行っている。平成 27 年度報酬改定では、国家公務員の地域手当の設定の見直しに準拠して級地区分が 1 区分増設され、8 段階(1～7 級地・その他)に再編された。下位区分への変更は所在する事業所の収入が減少する可能性があり、上位区分への変更は保険料や利用者負担等の増加が生じる可能性がある。</p> <p>○本県の平成 27 年度地域別最低賃金をみると、全国で 2 番目に高い 905 円(時間給)で、前年度から 18 円引き上げられている。近隣県では、全国 1 位の東京都を除いた場合、本県と 85～122 円の開きがある。全国的にも本県の最低賃金が突出している。昨年 11 月には、一億総活躍社会に向け、介護基盤のさらなる整備に向けた数値目標が示されたが、今後も多様なサービス主体が都道府県の枠組みを超えて高齢福祉サービスを展開することが予想される。</p> <p>○会員施設からは「介護・福祉関係の養成校は定員割れを起しており、派遣職員に頼らざるを得ない。派遣業においても介護人材は不足し、人材確保が大変厳しい。基礎知識・技術を学んでいない人材に多くを頼ることはサービスの質の低下につながりかねない」「最低賃金のアップ率が多く、高卒初任給を毎年上げざるを得なく、棒給表の上位との差がなくなりつつある。介護報酬は下がり、人件費率は 70%超。賃金制度の変更をやむを得なく、コンサルに委託したがその費用は 300 万円に</p> | I           |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡<br>会、団体等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目  | 提言の背景 (現状と課題)   | 第一部と<br>の関連 |
|----------|------------------------|----------------|---|---|-------------|
|          |                        |                |   | <p>なる。一部は補助金を充てられるが総額の 1/3 にも及ばない」「社会福祉法人は国民の老後の備えに対して私財を投じ、採算に合わない分野でも尽力している。介護人材の確保のためにも、職員の給与水準については、国家公務員と同様とすることが適当」等の声が上がっている。</p> <p>○全国でも最高水準の最低賃金にもかかわらず本県の地域区分が最大「2級」にとどまっていること、県内には「その他」地域までであるもの最低賃金は県内同一の金額が敷かれていることは、職員の待遇改善を目指す高齢福祉施設の経営に深刻な影響を与えている。</p>  |             |
|          |                        | 15             | <p>○大規模災害発生時の共助の仕組みづくりを推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における災害対策の強化と施設間相互協力の促進 (BCP 策定を後方支援するための研修等の実施、先行事例検討の機会づくり、小規模施設・事業所や設置数の少ない種別施設への支援の確保)</li> <li>・施設の基盤整備に向けた支援方策の充実 (必要な物資、生活必需品の提供と備品スペースの確保、被災時、ガソリンの優先利用等緊急車両の指定、老朽化が激しい建物の耐震化や建て替えへの支援)</li> <li>・災害時における要配慮者支援の具体的推進 (福祉避難所 (二次避難所) の役割や機能について正しい理解が進み、協力を得られるような要配慮者支援体制づくり)</li> <li>・関係機関・団体等との連携強化による要配慮者支援策の具体的推進 (二次避難者のコーディネートのあるあり方、情報共有の方法、人材確保の仕組みづくり等)</li> <li>・災害時の相互支援に関する情報共有の円滑化 (施設の被災情報等を共有できる仕組みづくり、災害時、国や県、市町村をはじめ関係機関・団体等への状況報告がより簡易になり、必要な情報収集・情報提供につながる仕組みづくり)</li> </ul> | <p>○施設における災害対策の強化と施設間相互協力の促進</p> <p>大規模災害に関する BCP (事業継続計画) の策定状況について、本会老協协会会员調査結果※によると「策定済み」施設は 17.2% で、前年度に比べ 6.2 ポイント増加している。また、「策定作業中」は 14.6% (前年度 18%)、「今後、策定予定」は 57.8% (同 42%) で、各施設による取り組みが進んでいることが分かる。「策定作業中」「今後、策定予定」の施設が求める後方支援に関する設問では、「先行事例を学ぶ機会」(27.4%)、「BCP 策定の手順を理解する学習機会」(23.6%)、「BCP の意義を理解する学習機会」(20.5%)、「職場内研修の手法を学ぶ機会」(19.5%)、各施設の取り組み状況に応じて支援ニーズが多様化していることが伺える結果となった。</p> <p>○施設の基盤整備に向けた支援方策の充実</p> <p>大規模災害対策に関する課題では、災害発生時の利用者支援体制や平常時の防災の取り組みに関する内容が半数以上を占めた。食料・介護用品・生活用品・医薬品や自家発電用燃料、それぞれの災害リスクに適した保管場所、通信手段、車輛・燃料、災害ボランティアや近隣住民が避難を受け入れた際に必要な物資提供ライン等の確保に向けて、政策の後押しを求める声が上がっている。また、「施設の老朽化が随所にあるが設備投資に踏み出せない」など、自助努力だけでは立ち行かない施設経営上の課題も見えている。</p> <p>○災害時における要配慮者支援の具体的推進</p> <p>前述の設問では、利用者支援におけるマンパワーの課題が最も多く挙げられた。限られた人員配置体制で運営されている施設では慢性的な人手不足に加え、利用者の重度化も進行し</p> |             |

平成 28 年度 部会・協議会・連絡会等からの提言項目一覧 (課題把握調査：平成 28 年 4 月時点)

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目 | 提言の背景 (現状と課題)   | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---------------------|----------------|------|---|-------------|
|          |                     |                |      | <p>ている。「さまざまな支援ニーズのある利用者の避難誘導をいかに進めるか」「夜間帯など職員体制が弱いときはどう対応するか」「山間部・沿岸部・河川地域などそれぞれの災害リスクにどう対応するか」「スタッフも被災する中でどれだけのことができるか」など、緊急時の人材確保に関する不安の声が大きい。</p> <p>一方、調査結果からは、現在 7 割の施設で「福祉避難所 (二次避難所)」の指定を受けていることが分かった。また、8 割弱の施設において、災害時における要配慮者の受入れや施設使用等に関する協定が結ばれている。ここでも課題として「職員の確保」「一時避難者 (近隣住民への対応)」「二次避難受入れのコーディネート」「行政との連携」が挙がっており、発災時の支援や情報共有の方法、費用負担など取り組みの具体化について、市区町村の対応に温度差が見える。各施設では、平常時の防災訓練・研修の見直し、施設の実情に合わせた創意工夫ある取り組みを進める事例も多数報告されているが、利用者の安全確保と地域から期待される要配慮者支援の両立は施設だけで抱えられるものではない。</p> <p>○災害時の相互支援に関する情報共有の円滑化</p> <p>同調査結果では、情報伝達・通信網の見直しに関する内容も目立ってきている。職員・利用者・利用者家族との緊急連絡方法として個人所有の携帯電話番号やメールアドレスを確認したり、外部への被災情報の発信手段として「PHS やトランシーバー、衛星電話を新たに導入」「ツイッターやライン、ホームページを活用」する例や、災害伝言ダイヤル 117 を活用した訓練、夜間帯の情報伝達訓練の取り組み等が報告された。大規模災害発生時、行政区域を超えた広域連携が求められるが、県内市町村の多くは、メール等による「行政から各施設へ」「各施設から行政へ」の情報伝達ラインを組んでいるが、集まった被災情報・支援情報を行政しか把握できない・発信できない仕組みになっている。ともすると近隣の施設が被災していても関係者が気づかない、行政が被災すれば情報集約・発信機能が失われてしまう可能性もある。</p> <p>※老人福祉施設協議会 災害対応検討委員会「大規模災害発生時の共助 (相互支援のあり方) を考察するためのアンケート vol. 3」調査期間 H27. 12～H28. 1、配布数 320、回収率 83. 8%</p> |             |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---------------------|----------------|--|--|-------------|
| 6        | 障害福祉<br>施設協議<br>会   | 16             | ○格差のない障害福祉サービスの確保に向けた市町村による現存事業の継続と新規サービスの拡大を図ること。           | ○障害者地域生活サポート事業<br>・障害者地域生活サポート事業のうち、重度重複障害者個別支援・行動障害者支援・医療的ケア支援・遷延性意識障害の事業は、県域の一部の市町村では通所施設の実施だったが、横浜市・川崎市においては入所施設も対象として実施しているなど県内においてもサービス内容に差異があり、当事者間の不公平が否めなかった。<br>・県事業の一環として行われていた本事業だが、平成 26 年度からは交付金化され「地域の実情にに応じて行う」ものとされている。利用希望者の多少にかかわらず身近な地域で必要なサービスが受けられるよう基盤整備を進めるためには、市町村によるさらなる自主財源の投入が必要となるが、厳しい行財政の状況下での見通しは厳しく、市町村間でサービス内容にますます差が広がることも懸念される。 | Ⅱ－3         |
|          |                     | 17             | ○県による市町村間の情報交換の機会設定や、市町村ごとにサービスの内容・質に差異が生じないように指導・働きかけを行うこと。 | ○障害者グループホーム等運営費補助事業<br>・第 4 期神奈川県障害福祉計画では、平成 29 年度の成果目標として、福祉施設・病院からの地域生活移行に向け入所者・在院者の削減目標を設定し、併せて地域における重要な住まいの場である障害者グループホームの必要量について、平成 25 年度利用実績の約 1.3 倍(約 8,500 人分)を見込んでいる。<br>・一方、障害者グループホームの家賃補助は、市町村独自の実施となっており、市町村間の格差が生じている。県の「グループホーム等居住支援事業費」についても、平成 26 年度からごく一部の市町村を除き交付金化されたことで、格差がますます広がることが懸念される。   | Ⅱ－3         |
|          |                     | 18             | ○高齢障害者支援のための新たな政策の立案。障害福祉現場との協働モデル事業を発信すること。                 | ○制度上、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合、介護保険サービスの利用が優先されることとなっているが、施設入所者の場合、障害福祉施設が介護保険適用除外施設となっているため要介護認定を受けられず、親族宅への一時帰宅の際など地域の介護サービスを利用できない。障害福祉制度と介護保険制度の利用負担上限額が異なるために新たな利用者負担(1割負担)が生じることや、介護サービスに移行しても介護保険事業所の雰囲気やプログラムに馴染めず利用を中断してしまう人もいること等、課題が明らかになっている。   | Ⅱ－3         |
|          |                     | 19             | ○介護を必要とする高齢障害者支援のための人員配置基準の見直しを図ること。                         |  | Ⅱ－3         |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---------------------|----------------|--|--|-------------|
|          |                     |                |  | <p>○また、高齢化・重度化が進む障害福祉分野において、介護保険制度でいう「看取り加算」や入退院を想定した支援体制の整備など、高齢期を支える仕組みづくりが遅れている。特に小規模事業所では、体制や経験上の課題等から介護を必要とする人の支援が難しい。</p> <p>○障害者総合支援法の改正に向け、一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みづくりや、障害福祉事業所が介護保険事業所になりやすくするための見直し等が検討されているが、依然として介護保険制度優先の論調に変わりはない。</p> <p>○障害のある人の生活歴を踏まえながら、その人らしい老いを支え、暮らしの質を高めていくには、福祉施設支援の在り方を含め、新たな高齢障害者支援の仕組みづくりが必要である。</p>      |             |
|          |                     | 20             | ○生活介護事業の具体的な支援内容(送迎内容・入浴支援・食形態支援等)を評価した加算方式を導入すること。                  | ○生活介護事業は障害種別によっては、サービス提供事業所の設備投資・運営費に大きな格差を生じている。たとえば身体障害の場合、在宅での入浴が困難なため、入浴支援ニーズが絶対的に多く必須のサービスとなっているが、知的障害の場合、自宅入浴に支障がなく、特別な入浴設備を必要としないこともあるなど、障害種別や程度によって事業所で必要とする職員配置や光熱水費の負担などが異なる。障害者総合支援法の主旨から、日額制や定員別報酬を導入し、具体的なサービスに対する評価が明確に提示されているが、生活介護事業については、利用定員やサービス提供時間に応じた人員配置のみに着目した画一的報酬体系に留まる。施設・病院からの地域生活への移行や増加する特別支援学校の卒業生等の受け皿となる日中活動の場として生活介護事業拠点を拡げていくためにも報酬体系を見直す必要がある。 | Ⅱ-3         |
|          |                     | 21             | ○民間施設も含めた障害者支援施設に障害児入所施設卒園利用者の受け入れ枠設置等、県としての調整を図ること。                 |  |             |
|          |                     | 22             | ○スプリンクラー設備等のグループホーム設置基準の規制緩和を図ること。                                   |  | Ⅱ-3         |
|          |                     | 23             | ○重度重複障害児に関する専門知識・支援スキルを学ぶ場づくりを進めること。                                 |  | Ⅱ-3         |
|          |                     | 24             | ○重度障害があっても共に生きることが当たり前と感じられるようなノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会を確保すること。 | ○障害児入所施設は、平成 29 年度末までに障害児施設で生活する 18 歳以上の障害者(加齢児)は障害福祉サービス等に移行しなくてはならないが、現状では障害者支援施設の入所待機者が多いため、特別支援学校の高等部卒業後、引き続き社会的養護が必要な利用者の障害者支援施設へのスムーズな移行を難しくしている。また、重度重複障害児については、地域生活移行にあたり、住まいや利用するサービス事業所のハード面の改善、支援のための専門知識・経験などソフト面の両方を整えていく必要がある。   | Ⅱ-3<br>Ⅲ    |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---------------------|----------------|--|--|-------------|
|          |                     | 25             | ○県がこれまで退職手当共済制度で負担していた義務的経費(1/3)を活用した、県独自の福祉人材確保・定着推進策の展開を図ること。  | ○障害者支援のための法整備が進む一方、支援現場は慢性的な人材不足にある。法人・施設単位で募集をかけても応募がなく、求人にかかる年間費用ばかりかさんでいる。常勤職員の希望者が集まらず臨時・非常勤採用となっている。従事者不足から、職員を研修会に参加させることができず、計画相談の連携を強化していくことも難しい。日中一時支援や短期入所など地域の支援ニーズを把握していても、施設入所者の支援に手いっぱいに対応しきれない状態にある。  | I           |
|          |                     | 26             | ○処遇改善加算の対象条件である「直接介護職」について現状を鑑み、「サービス管理責任者」「相談員」「看護師」等を対象に含めること。 | ○処遇改善加算は、サービス提供責任者や相談員などには適応されないため、経験・研鑽を積み、介助現場を離れてキャリアアップするはずの職員給与が下がってしまうことがある。福祉現場は、直接介助(介護)職員だけではなく、相談員・送迎担当者・調理師・栄養士・医療職、事務員・用務員、人材の定着・育成を進める管理者・経営者など、様々な従事者の連携によって成り立っている。直接介助職員に限った加算制度は、キャリアアップと給与体制の矛盾につながり、特に若い世代は将来への希望が持てずにいる。   | I           |
|          |                     | 27             | ○職員配置基準、報酬単価の見直しを図ること。   | ○平成 28 年度から、障害者総合支援法関係の施設・事業に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成が廃止された。介護関連施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットイングの観点等からの制度見直しであるが、給与等の待遇面での格差から必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図られにくいといった施設運営の状況は、同制度の創設当時から変わっていない。職員のモチベーションの面からも施設内で異なる雇用体制をとることは避けたいが、全額法人負担は将来的には大きな負担となる。将来を見据えた職員の暮らしを支える仕組み、定年まで安心して働き続けられる職員待遇を整えていく必要がある。 | I           |
|          |                     | 28             | ○国主導による全国規模での福祉職場の周知啓発、CM放送などマスメディアを活用したイメージアップを図ること。            | 障害者の生活に理解のある地域住民とのつながりはとても心強いものだが、障害への誤解・偏見・理解不足を感じることもある。本年 4 月の障害者差別解消法施行を受けて、同法の理念をそれぞれの地域でどう展開していくのか、具体化に向けては道半ばであり、福祉分野に留まらない広範なアプローチが期待される。  | I           |

| 主体番号 | 部会・協議会、連絡会等 | 提言項目番号 | 提言項目   | 提言の背景（現状と課題）   | 第一部との関連  |
|------|-------------|--------|--|--|----------|
|      |             | 29     | ○教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図ること。   |  | Ⅱ－3<br>Ⅲ |
|      |             | 30     | ○障害者の生活しやすい地域づくりに向け、障害者・高齢者支援機能を併設する複合施設の設置を推進すること。                              |  | Ⅱ－3      |
| 7    | 社会就労センター協議会 | 31     | ○就労継続支援 B 型利用要件を撤廃すること。  | 特別支援学校等の卒業生は、学校等で就労継続支援 B 型の利用が適当とされた場合であっても、就労経験もなく・50 歳未満で・障害基礎年金も支給されていないことから、就労移行支援事業の利用から始め、その暫定支給期間において就労アセスメントを実施しなくてはならない。就労移行支援事業所は、就労継続支援 B 型事業所の利用を希望する人（以下「B 型利用希望者」）が就労継続支援 B 型利用要件を満たすまでの期間、職員配置やスペースを確保しておかねばならず、就労継続支援 B 型事業所は定員を空けて待っていないとはならない。B 型利用希望者にも適当でない事業の利用を強いることになり、意欲の喪失や挫折感につながりかねない。平成 15 年度より障害福祉サービスの利用にあたっては、利用したいサービスを自分で選択できるようになったことに逆行している。 |          |
|      |             | 32     | ○就労移行支援標準支給期間についてアセスメント・計画作成・モニタリングを要件としたうえで就労移行支援標準支給期間を拡大すること。もしくは期間設定を撤廃すること。 | 標準支給期間（標準 24 ヶ月、延長 12 ヶ月）制限のため、一般企業への就職に必要な知識や技術の習得前に支援を打ち切らざるを得ない場合がある。一般就労に至らなかった人が、引き続き意欲をもって取り組む制度の枠組みが用意されていないので、意欲の減退につながっている。   | Ⅱ－3      |
|      |             | 33     | ○優先調達推進法への正しい認識づくり、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針の徹底と共同受注窓口組織の活用を図ること。               | 神奈川県では障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針を定め、障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達について、ホームページ等で事例を示して促進してはいるが、障害者就労施設への調達件数が伸びているとは言い難い状況にある。県下の社会就労センター関連事業所により共同受注窓口組織を開設し、営業等に努めているが、社会一般への認知・理解についても十分とは言えず、共同受注窓口に登録する事業所数の伸びに対して、受注件数と配分数は伸び悩んでいる。優先調達推進法の趣旨への誤解が一部の企業等に生じている。  |          |
|      |             | 34     | ○目標工賃達成加算・算定要件の一部を見直し、「前年度工賃実績が原則、前前年度の工賃実績以上であること」「前年度の工                        | 前年度の工賃実績が、前前年度を下回ってしまうと、いくら高い工賃実績を残しても全く評価されない為、低い目標設定を推奨する結果に繋がっており、達成できていることを評価する加   |          |



| 主体番号 | 部会・協議会、連絡会等 | 提言項目番号 | 提言項目   | 提言の背景(現状と課題)   | 第一部との関連 |
|------|-------------|--------|--|--|---------|
|      | 社会就労センター協議会 |        | 賃実績が、都道府県に届けた目標工賃額以上であること」の2要件を撤廃すること。   | 算にすべきである。本来は高工賃を実現・維持することが重要なはずであり、高い目標に向かう努力が出来る環境づくりが必要である。  |         |
|      |             | 35     | ○65歳以上の高齢障害者が必要な福祉サービスを確実に利用できることを明確化するため、現状の「介護保険サービス優先」という原則を変えて「介護保険サービス及び障害福祉サービスの併用」という原則に変更すること。 | 65歳以上高齢障害者について、厚生省通知で、介護保険にないサービスは障害福祉サービスが利用できること、介護保険優先によりサービスの質や量が低下しないよう配慮することとされているが、「介護保険優先」が独り歩きしている現状がある。  | Ⅱ-3     |
| 8    | 福祉医療施設協議会   | 36     | ○「神奈川県看護師等届出制度『とどけるん』」の活用などにより看護師確保対策を進めること。   | 2025年(平成37年)に向けて医療機関の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師、看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっている。職場環境等による理由で離職する看護師等の増加により看護師等の慢性的な不足があり、病床数を減らしたり患者の受入れを制限する病院もあり、福祉医療施設の運営に極めて深刻な影響を与えている。  | I       |
| 9    | 更生福祉施設協議会   | 37     | ○救護施設の生活困窮者支援と施設利用者の高齢化に伴う支援体制の再構築。行政・社協・施設・地域が連携した生活困窮者支援システムの構築を進めること。                               | 平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行されたが、救護施設では平成25年4月から「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に基づき、救護施設が有する機能・役割等を生かした生活困窮者支援のあり方を進めてきた。また、社会福祉法の改正に伴い、地域における公益的な取り組みを実施することが求められ、地域の生活困窮者支援ニーズに注目が集まっている。救護施設として地域における潜在的な生活困窮者の実態を把握することは、施設利用者の高齢化、生活課題の重度化・重複化などの対応で難しい状況にあり、職員が積極的に地域へ出られる支援体制づくりが必要である。 | Ⅱ-2     |
|      |             | 38     | ○救護施設(保護施設)の職員配置の見直しを図ること。   |  |         |
|      |             | 39     | ○救護施設の利用者が介護保険施設に入所しようとする場合に、適用除外施設入所前の市町村の被保険者となるよう住所地特例の取り扱いの見直しを図ること。                               | 生活保護法に基づく救護施設は、介護保険適用除外施設とされているため、利用者が高齢となっても介護保険上の施設に移管することができず、結果として保護を必要とする対象者の入退所調整がスムーズに行われない。  |         |
|      |             | 40     | ○刑務所等矯正施設出所者等の円滑な地域移行に向けた「住まい」の確保を図ること。  | 矯正施設等出所者の地域移行支援について、高齢又は障害があり且つ適当な帰住先のない人については、福祉サービスを中心とした地域定着支援事業が展開されている。しかしながら、それらの対象者はニーズを必要とする者の一部でしかない。ほとんどの者が精神や知的障害のない若年者から生産年齢層であるにもかかわらず円滑な地域移行に支障をきたしているのが現状   | Ⅱ-2     |

| 主体番号 | 部会・協議会、連絡会等 | 提言項目番号 | 提言項目   | 提言の背景(現状と課題)   | 第一部との関連     |
|------|-------------|--------|--|--|-------------|
|      |             |        |  | である。その要因として、収入に比し家賃の高さがある。又、公営の住宅の少なさにある。派遣やアルバイトにより収入を得ている現状にあって、民間借家の家賃が一つの壁になっている。再犯防止対策においては、居場所と就労の確保がキーワードとなっているところだが、もともと低賃金の雇用形態で就労している者において、家賃の支払いが重しとなっている。特に若年層においては深刻な問題である。家族等からの支援がほとんど期待できない家族関係を抱えており、「住宅確保」は、余後の生活を左右する問題である。生活困窮や貧困の連鎖の問題が生きている限り継続してしまう。この問題を解決できない限り、社会生活の持続は不可能である。 |             |
|      |             | 41     | ○婦人保護施設の専門性を確保するための研修等の実施において、施設長、支援職員に対する婦人保護事業の研修項目として、婦人保護事業の現状と課題、売春防止法の歴史と課題、暴力被害者の実際と課題、人権とジェンダー、性暴力の実態と支援、婦人保護事業関係法令の理解等を組み入れること。 | 婦人保護施設は様々な課題を抱えている女性を対象としており、複雑で多様化している利用者の抱える生活課題に施設側が対応していくために、施設の努力により、職員の専門性を高めるための研修情報を集め、参加等を行っているが、系統的な研修が担保されていないのが現状である。国主導による支援の専門性や、利用者への人権を担保するための研修が必要である。  | I           |
| 10   | 地域生活施設協議会   | 42     | ○高齢者、障害者、子育て中の親が地域の常住者として地域社会に参加し、自助・互助できる地域施設機能の整備、貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進めること。  | どの部門、分野でも、「地域」が福祉施策の重要なキーワードになりながら、社会福祉施設は、専門性をもった一定規模の経営ラインを追求した内向きな運営を強いられ、旧来の町内会や民生委員が地域を受け持つ担当者のように位置付けられ、最も困難を強いられる人が、自助、互助、公助の枠組みに包摂される適切な支援システムが存在しない。福祉課題＝生きづらさは、地域の具体的な生活の中にある中で、隣保館事業などが新しく再編される必要がある。   | II-1<br>III |
| 11   | 介護老人保健施設協議会 | 43     | ○地域包括ケアシステム構築は市区町村などの身近な単位での連携を進めることが不可欠であり、行政のイニシアチブによって、介護老人保健施設や市区町村社協などが協力しあう連携の場を創設し、具体的な連携を進めていくこと。                                | 行政、医療関係者、福祉関係者など多様な担い手が連携していかなければ地域包括ケアシステムは構築できないが、それぞれが独自に取り組んでおり全体的な連携や調整は未だ途上にある。特に高齢者の在宅生活を支えるうえでは、介護に関する家族の負担をどのように軽減していくか、また生活保護世帯や家族のいない単身者などの高齢期の在宅生活支援は大きな課題である。   | III         |
|      |             | 44     | ○福祉・介護職が魅力ある仕事として評価・選択されるようイメージ向上に繋がるポジティブな情報の発信を進めること。<br>○処遇改善の取り組みを進めること。   | 大都市圏ではこの先10年で急速に後期高齢者人口が増加することが予測されており、県民の健康長寿の増進、社会参加の促進に繋がる、高齢者の集うサロンのような居場所が多数必要になる。後期高齢者の増加に伴い、介護職・看護職が更に増員が必要となる。   | I           |

平成 28 年度 部会・協議会・連絡会等からの提言項目一覧 (課題把握調査：平成 28 年 4 月時点)

| 主体番号 | 部会・協議会、連絡会等 | 提言項目番号 | 提言項目  | 提言の背景（現状と課題）   | 第一部との関連 |
|------|-------------|--------|---|--|---------|
|      |             | 45     | ○補足給付（食事代）について見直しを図ること。   | 補足給付（食事代）の取り扱いについて、4段階の人が3段階以下の人たちの食事代を補填する仕組みとなっていることの見直しが必要である。  |         |
| 12   | 民生委員児童委員部会  | 46     | ○民生委員児童委員活動についての正しい理解を関係機関・地域住民が共有し、地域の協力者との効果的な連携を進めていくこと。   | 民生委員児童委員への期待の高まりから、様々な地域課題への対応が求められている。反面、行政や関係機関、地域住民の民生委員児童委員についての理解が十分でなく活動への負担感が強まり、民生委員児童委員の担い手確保が課題である。地域の課題解決には、福祉関係者が関わりながら地域住民の中で支え合いの輪を作り、課題を民生委員に繋げる仕組みづくりが重要である。施策、制度が整理されてきた一方、情報量が多く、内容を正しく理解するにも限界がある。また、その情報が必要な人に伝わっていない。                     | Ⅲ       |
|      |             | 47     | ○子どもの貧困の連鎖を防ぐための連携・協働について、学習支援事業・子ども食堂等は貧困家庭の子どもにとって居場所ともなっている状況を踏まえ、関係機関・団体が緊急性の高さを認識し、ともに取り組むこと。<br>○子育て世帯、母子・父子世帯等を対象とした制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が行き届く仕組みを整備すること。 | 子育て世帯、母子・父子世帯等を対象とした制度・施策の情報や活用の仕方について対象者に行き届いていない。  | Ⅱ－1     |
| 13   | 市町村社協部会     | 48     | ○生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の財源を確保・充実すること。関係機関・団体の連携・協働を推進すること。  | 自立相談支援事業の受託社協では、生活困窮者支援に向けた既存事業とのケース共有や市担当者との定例ミーティング等の動きが見られているが、複合的な問題を抱える相談者への対応や潜在的なニーズの把握、中間就労の場の不足等、相談者の自立に向けての課題も多い。生活困窮者の捉え方や関連事業に対する理解は地域の関係機関・団体等、全体として概して進んでいるとは言い難く、また、市部（福祉事務所設置自治体では自立相談支援事業等の実施が必須とされている）と町村部の違いが、生活困窮者自立支援に向けた取り組みの差に繋がる懸念がある。 | Ⅱ－2     |
|      |             | 49     | ○地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業等の関連事業を推進するにあたり、行政は高齢者のみでなく、子どもや障害者   | 介護予防・日常生活支援総合事業等では住民参加、多様な主体による生活支援サービスの充実を図る仕組みづくりが求められている。総合事業の開始期限となる平成 29 年 4 月に向けて、県内の市町村では生活支援コーディネーターの配   | Ⅲ       |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等                       | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景 (現状と課題)   | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---|----------------|--|---|-------------|
|          |   |                | <p>の問題を含む、地域全体の問題に対応する仕組みとなるよう明確なビジョンを示すこと。その理念のもと、介護予防・日常生活支援総合事業等の財源や人材を高年齢分野に限定せず地域福祉推進等の施策や関連の取り組みにも広く柔軟に活用すること。</p> | <p>置や協議体設置等の関連事業の推進が図られ、社協では事業受託に関連する動きが顕著となる一方で、生活支援コーディネーターの役割や圏域設定等は調整段階の地域も多い。地域包括ケアの理念のもと、高齢者のみでなく、子どもや障害者等の生活問題を地域全体の問題として捉え、その解決に向けた横断的な取り組みを推進するために、社協では協議体機能の発揮や地域福祉推進主体としての事業の充実が、行政においては取り組みの方向性の明確化や関係部局間の連携等が重要なポイントとなるが、それらは概して充分とはいえず、大きな課題である。</p>  |             |
| 14       | (特非)<br>神奈川県<br>障害者地<br>域作業所<br>連絡協議<br>会 | 50             | <p>○高齢障害者 (その家族も含む) の継続した地域生活の支援を充実すること。</p>   | <p>○「高齢障害者の自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」は、各市町村の理解が進んだかにみえたが、再び市町村のなかには介護保険への誘導も出てきている。</p> <p>○高齢に関わらず障害程度が重い方の地域生活の場としてグループホームを希望する方が多いが、現状のグループホームの支援策(単価)では受け入れるホームは少なく、関係者の自助努力により設置を進めている。家族の高齢化により 365 日の支援が必要となり、人材不足の現状ではホームの増加が見込めない。高齢障害者はその家族も含めて支援が必要だが、介護事業所の人材不足等により、障害関係者と介護関係者がネットワークを形成するまでに至っていない。</p> <p>○改正障害者総合支援法は、「介護保険への切り替えで発生した自己負担分を、同法が規定する【高額障害福祉サービス等給付費】の対象として支給できるようにする。対象は、65 歳になる前に一定期間障害福祉サービスを利用した低所得者を想定。具体的な支給条件は今後検討し、政令で定める。また、切り替えによって長年利用してきた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあるため、これらの事業所が介護保険事業所として指定を受けやすくなるよう運用を見直す。同じヘルパーなどから継続して支援を受けられるような仕組みづくりを進める。」とされ、今後事業所も【介護保険事業所】の対応を求められるが、当事者問題と小規模事業所の事業所運営と厳しい条件が予想される。</p> | Ⅱ-3         |

| 主体番号 | 部会・協議会、連絡会、団体等            | 提言項目番号 | 提言項目   | 提言の背景（現状と課題）  | 第一部との関連 |
|------|---------------------------|--------|--|---|---------|
|      |                           | 51     | ○障害者が「はたらく＝社会参加」への支援について、他の施策（高齢や児童）と共にながわらしい発想のもとで取り組みを展開すること。                                | 重度障害者の「はたらく＝社会参加」の活動について、家族の方も含めて身近な地域で望む声が多くあるが、現在は工賃アップや工賃向上の支援策に偏っている。障害福祉内での取り組みだけでなく他の政策（高齢や児童）と共にながわらしい取り組みを図る発想が必要である。   | Ⅱ－3     |
|      |                           | 52     | ○子ども、高齢者、障害者、貧困家庭等を地域ぐるみで支え合う関係づくりを推進するよう社会福祉法人等の様々な団体間が連携し、ながわらしい地域福祉の総合的な政策を推進すること。          | 地域再生から子ども、高齢者、障害者、貧困にかかる問題も、福祉関係事業者が地域ぐるみで支え合う関係に向け、社会福祉法人、NPO 法人等の公益団体の横の関係づくりが必要である。地域全体の中で、多様で特徴ある小規模な事業所が点在することが重要と考えるが、大規模法人の地域包括支援センターや障害者相談事業所との共有・連携が未発達で役割分担ができていない。職員のキャリアアップが叫ばれて久しいが、一面的な質のとらえ方には疑問がある。高齢者・児童・障害者の一元的支援や、居場所の不足も人口減の市町村も都市部共に課題である。地域住民の身近な場所で支援できるよう、地域の事業所の小規模多機能化が必要である。 | Ⅲ       |
| 15   | 神奈川県ホームヘルプ協会              | 53     | ○市町村の格差によるサービスに支障がないよう、総合支援事業の取り組みを進めること。  | 多くの高齢者は在宅生活を希望しているが、医療と介護の連携等が充実していない。市町村の格差によってサービスが受けにくい地域も生じている。   |         |
| 16   | 神奈川県保護司会連合会<br>神奈川県更生保護協会 | 54     | ○再犯防止に向けた総合的対策の実施。更生に向けて努力している人たちを生活弱者としてとらえ、関係機関の連携・協働によるシームレスな支援の充実により、社会的排除・再犯という負の連鎖を断つこと。 | 犯罪の検挙件数、再犯者数共に減少しているが、再犯者率は増加の傾向を示しており、罪を犯した人たちの更生のための施策の一層の充実が求められている。   | Ⅱ－2     |
| 17   | (一社) 神奈川県商工会議所連合会         | 55     | ○中小企業等人手不足解消と雇用の安定を図るための介護支援や子育て支援等、医療、福祉施策を充実強化すること。  | 本県を含む東京圏では今後、高齢者数の急増で介護難民の発生が危惧されており、人手不足で従業員の確保が難しい中小企業等において家族等の介護が原因で退職を余儀なくされる従業員が増加傾向にあり、社会問題となっている。  |         |
| 18   | 本会（政策提言委員）                | 56     | ○医療的ケアに関わる支援職員の養成を進めること。   | 障害者総合支援法は、何処に住んでいてもひとしくサービスを受けることを基本に施策が進められているが、親の高齢化に伴う「緊急一時預かり」「短期入所」が生活している地域で使えない。制度上使えるのに医療的ケアを伴う支援区分の重い方が利用できる施設が不足している。   | I       |
|      |                           | 57     | ○障害支援区分の重い方、医療的ケアを伴う方のサービス利用に対する報酬単価について更なる加算を図ること。  |   | Ⅱ－3     |
|      |                           | 58     | ○特別支援学校の通学時間が県教育委員会の目標とする 60 分を超える地域を解消すること。   |   |         |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---------------------|----------------|--|--|-------------|
|          |                     |                |  | <p>学校の分校を経て、左近山に建設される特別支援学校開校で廃校となる計画が進められている。横浜市港北区に特別支援学校がなくなるため、川崎市の中部 (中原養護学校)、北部 (麻生養護学校) の過大化および通学時間の課題が解消されない。</p>  |             |
| 19       | <p>本会 (政策提言委員)</p>  | 59             | <p>○福祉サービスの質を低下させることなく、生活困窮者等の中間就労等による多様な人材の活用を推進していくための、福祉人材育成に向けた人的・物的支援の充実を図ること。</p>                                | <p>介護・福祉の現場において即戦力となる人材をいかに獲得し、継続的に育成していけるかが課題であるが、多くの場合人員不足のため受け入れ体制が整っていないのが現状である。特に、現在国が人材としてターゲットしている「外国人」「矯正施設出所者」「生活困窮者」等は、地域での自立した生活をどう構築していくかという部分を考えずに就労を考えることは難しいことから、これまでの生活歴 (外国人の場合は文化、風習、宗教、言語、対日感情を含む) を踏まえた就労のスタイルを作ることができるかが継続性の鍵になってくる。そうした、一人ひとりの生活を包括的に見ていくことができるような受け入れ体制 (人的、物的) を整えるための支援や関連団体等との協働の仕組み、受け入れに向けてのガイドラインを作ることが不可欠である。多くの介護・福祉の現場においては、人員不足から技術向上に向けた研修等に積極的に参加できないといった現状がある。今後さらに、上記のような配慮を必要とする人材が登用されるようになると、ますますこうした機会は失われ、新たな人材のみならず従来の職員の資質向上にも影響を及ぼしかねない。こうしたことから、介護・福祉現場の実情に合わせた柔軟な学びの機会を得ることができるよう、代替職員制度の充実や職場内研修の実施に向けた講師派遣等の費用の予算化、自主学習に向けた経済的支援、講師派遣のあっせん窓口の充実、講師のデータベース化、既存職員 (受入れ職員) の語学力向上に向けた外国語 (日本語) 教育支援団体との連携強化等を進めていく必要がある。</p> | I           |
|          |                     | 60             | <p>○社会福祉法人の実情や事業規模、内容を考慮した「社会福祉充実残額」の算定と、「社会福祉充実計画」の効果的な活用を図ること。また、社会福祉法人が主体的に「社会福祉充実残額」を集計して、社会福祉法人の正しい姿を国民に示すこと。</p> | <p>事業の継続に必要な経費を超える額を「社会福祉充実残額」とし、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実または新規事業に充当することとなっている。資産から差し引く「事業継続用財産」のうち、現在の事業の再生産に必要な財産と必要な運転資金については、施設の種別や規模のほか、分野をまたがる複数の施設を運営している、措置費や保育所委託料等の用途制</p>  |             |

平成 28 年度 部会・協議会・連絡会等からの提言項目一覧 (課題把握調査：平成 28 年 4 月時点)

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等     | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景（現状と課題）  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|-------------------------|----------------|--|---|-------------|
|          |                         |                |  | <p>限のある財源形態がある等個々の法人の状況により、安全性を担保できる期間や額が異なることから、各法人の実情を勘案した算定方法にする必要がある。「社会福祉充実計画」については、地域の実情や喫緊の福祉課題・生活課題に取り組むことで、社会福祉法人の公益性や存在意義を示すことにつながるということを念頭に、制度等のはざまにある問題に取り組んでいく必要がある。そうした取り組みを先駆的かつ積極的に行う法人を奨励するための仕組み（監査要件の緩和、積極的な情報公開等）や社会貢献活動のバリエーションを広げていくための相談支援（アドバイザー）体制を整える必要がある。「社会福祉充実計画」については、法人全体としての「社会福祉充実残額」を受けての計画であるため、法人と運営する施設の所在する地域が異なる場合、その計画の妥当性や効果を適正に検証するとともに、改善策の提示、自主性や自律性を促していく体制を整えていく必要がある。</p>   |             |
| 20       | 本会（かながわ福祉サービス第三者評価推進機構） | 61             | <p>○研修参加の代替要員を確保するための補助・加算等の整備により、事業所における研修実施、外部研修に参加しやすい環境を整えること。</p> | <p>○評価結果報告書の中では、多くの事業所に対して、対象・種別を問わず、さらなる職員の専門性向上を期待する記述が多くみられる。</p> <p>○非常勤職員の割合が次第に高まってきた昨今では、常勤だけに限られてきた職員会議や研修参加を、非常勤にまで対象を広げるよう提案する記載も、報告書に散見されるようになった。</p> <p>○特に一人で勤務することが多い障害者グループホームの世話人は、高い専門性（倫理観・介護や相談のスキル・緊急時対応等の力量）が必要になることから、入職前・入職後の入念な研修・フォローが重要と指摘されている（障害者グループホーム部会）。</p> <p>○しかし、複数の職員を研修に参加させたくても、複数職員が抜けては運営が回らないという事業所の実態に加え、県の行う研修会（サービス管理責任者向け補足研修等）の参加定員が少なく、参加させたい職員全員を受け入れてもらえず、結果的に職員の資格取得等が進まない状況もある。</p> <p>○指定や認可をする行政側にとっても、指定・認可申請の時点では、人員配置など書面上の要件を満たすこと以外に事業所の質を見極める手段がなく、職員の質にまで踏み込むことができないのが現状である。</p> | I           |

| 主体番号 | 部会・協議会、連絡会等 | 提言項目番号 | 提言項目   | 提言の背景(現状と課題)  | 第一部との関連 |
|------|-------------|--------|--|---|---------|
|      |             | 62     | ○県が実施するサービス管理責任者養成研修等について、事業所が必要数の有資格職員を育成できるよう、年複数回開催すること。            | 第三者評価結果報告書の中では、多くの事業所に対して、対象・種別を問わず、さらなる職員の専門性向上を期待する記述が多くみられる。非常勤職員の割合が次第に高まってきた昨今では、常勤職員に限っていた職員会議や研修参加を、非常勤職員にまで対象を広げるよう提案する記載も、報告書に散見される。特に一人で勤務することが多い障害者グループホームの世話人は高い専門性(倫理観・介護や相談のスキル・緊急時対応等の力量)が求められることから、入職前・入職後の入念な研修・フォローが重要と指摘されている。しかし、複数職員が研修受講のために現場を抜けては運営が回らないという事業所の実態に加え、資格取得のための研修は定員などから希望者全員が受講できず、結果的に職員の資格取得等が進まない状況もある。 | I       |
|      |             | 63     | ○第三者評価をはじめとする福祉サービス事業所の自主的なサービス向上の取り組みへの支援を充実すること。                     | 第三者評価受審事業所アンケートでは、「受審効果があった」「また受審したい」としている事業所がそれぞれ 9 割前後にのぼり、事業所の業務の振り返りや職員のモチベーションアップに役立っている様子が見て取れる。県内の福祉サービス第三者評価受審事業所数は、全国で 3 番目の件数はいえ、一部の事業所に留まっている。受審で努力義務でしかないことの限界等が件数の伸び悩み原因と考えられる。  |         |
| 21   | 本会(権利擁護推進部) | 64     | ○権利擁護の視点に立った総合的な相談支援ネットワーク等の形成に向けた、市町村「権利擁護・成年後見推進センター(機能)」の設置を推進すること。 | 高齢の親と障害があることが疑われる子の多問題世帯や長期にわたるひきこもり等が増加している。その多くは経済的な困窮に限らず健康などの複合的な課題を抱えているが、社会的なサービスの対象とならないため地域の相談機関では対応に苦慮している。こうした福祉サービスの利用につながらない方は社会的孤立の状態に陥りやすく、権利擁護が十分でない。  | III     |
|      |             | 65     | ○日常生活自立支援事業のニーズへの支援体制強化と市町村における成年後見制度利用支援事業の拡充を図ること。                   | ○日常生活自立支援事業については、判断能力が十分でない方々の権利擁護に不可欠なサービスの一つとして実施されている。一方で、本事業の国の補助金の算定方式が平成 27 年度から「利用者 1 人当たりの算定」を基礎とする方式に大きく変更され、大幅な補助金減額となった。本事業では、利用対象者が本事業の契約までに、利用対象者との丁寧な信頼関係の構築に向けた専門員による相談支援活動も重視しており、算定方法が実情とそぐわない状況になっている。<br>○地域包括ケアや障害者の地域定着に向けて本事業へのニーズが高まる中で市町村社協への   |         |



| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等        | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目  | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|----------------------------|----------------|---|--|-------------|
|          |                            |                |   | <p>支援を維持強化していく必要があるが、本事業の実施体制の維持に影響する課題となっている。</p> <p>○また、本事業の契約者が判断能力を喪失し、契約の継続が不可能となった場合、成年後見制度の利用が選択肢の一つとして求められるが、親族や資産がない等の理由により、後見人等の選任に時間を要し、適切な支援の継続が困難となっているケースが見受けられる。市町村では成年後見制度利用支援事業を実施しているが、中には申立て事務の負担が大きいことや予算確保の面から首長申立が進まないところもあり、課題となっている。</p>   |             |
|          |                            | 66             | <p>○成年後見制度の利用促進に向けた県、市町村の取組み強化と成年後見制度利用支援事業の拡充を図ること。</p>  | <p>○成年後見制度利用促進法及び改正民法及び家事事件手続法が成立し、さらなる利用の拡大が期待されている。新オレンジプランの柱には、「成年後見制度や市民後見制度の活用促進」が含まれているが、現状では、成年後見制度が必要な人に、十分に制度が行き届いていない。また、法人後見事業の実施および市民後見人の養成については、市町村により取組みに差が生じている。</p> <p>○地域医療介護総合確保基金では、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう人材を養成する構想が示されているが、その人材の活動には利用料や報酬がかかる仕組みであり、生活費から人材の活用にかかる費用を捻出できる資力のない利用者も多い現状がある。</p> |             |
| 22       | <p>本会 (かながわ福祉人材研修センター)</p> | 67             | <p>○福祉・介護人材の確保・定着及び資質向上の施策等の体系化を図ること。</p> <p>○様々な制度・施策等をニーズ・課題別に整理し、求職者並びに求人法人・事業所及び関係機関・団体等へタイムリーに情報提供できる仕組みをつくること。</p> <p>○職員の資質向上や定着のための取り組みを積極的に行っている施設・事業者等の情報の提供を福祉人材センター等で求職者に情報提供を行っていく仕組みをつくること。</p> | <p>○国・県から人材確保等の施策メニューが労働部門も含め多く出されている状況があり、類似の助成事業等も多く散見される。そのため、自身の法人・事業所でどの制度が活用できるのか、またどの制度等が最も適しているのか (メリット・デメリットが十分把握できない) 等の状況がある。一方で、従事者が資格取得のための研修受講するにあたっての職員代替のための助成事業等は用意されているが、実際にはなかなか活用されていない状況もみられる。福祉・介護の現場で活用されるための制度の見直し等が求められるものもある。</p> <p>○「平成 27 年度福祉施設等の人材確保に関する需要調査」において、離職の主な理由として、正規・非正規職員とも「その他」回答を除けば、①職場環境 (人間関係含む)、②家庭・</p>      | I           |

| 主体<br>番号 | 部会・協議<br>会、連絡会<br>等 | 提言<br>項目<br>番号 | 提言項目   | 提言の背景 (現状と課題)  | 第一部と<br>の関連 |
|----------|---------------------|----------------|--|--|-------------|
|          |                     |                | <p>○小規模事業者を中心に、職場内研修や職員の資質向上やスーパービジョン等従事者の個別支援のための研修や各施設等での取り組み事案等の提供等を図ること。</p> | <p>家族の状況、③他業界への転職 (他の業種の自営業含む) が多くなっている。特に障害関係では、「他業界への転職」が最も多くなっている。福祉・介護の仕事の特徴・専門性を十分に伝え、求職・求人事業者間でミスマッチがおきないように就労支援が重要となっている。同調査結果で、「40 歳以上」の直接介助職員の雇用状況を聞いているが、40 歳代の人を正規職員として雇用したのは高齢関係では 50.6%と半数の事業所で回答している。50 歳代でも 39.8%となっている。本県ではどの種別でも「雇用時資格あり」の人を雇用している状況がみえ、介護職員初任者研修修了者や、潜在有資格者の積極的な就労支援が有効と考えられるが、今後業務分析等ふまえ、無資格者の雇用や就職活動支援も広く求められると考える。</p> <p>○さまざまな年齢層・資格の有無等、職員の雇用時の状況は多様となっており (定期的採用ではなく、特に高齢・障害関係では 70%以上の施設・事業者が不定期採用となっている)、そのため、職場内研修の強化やスーパービジョン等が求められる。上記調査では、「キャリアパスの充実」は 13.4%、「新任からリーダー層まで職場内研修計画作成とそれに基づいての実施」12.9%と資質向上の取り組みとしては今後充実が求められる状況である。</p> |             |

---

**第三部**  
**制度・施策別**  
**部会・協議会・連絡会等の提言項目**

---

平成28年度 制度・施策別 部会・協議会・連絡会等からの提言項目数一覧表  
(平成28年4月時点)

| 分 類                    | 提言項目数 |
|------------------------|-------|
| <b>【①生活困窮】</b>         |       |
| 生活困窮者支援関連              | 17    |
| 生活保護関連                 | 4     |
| 貧困の連鎖防止関連              | 11    |
| <b>【②児童福祉】</b>         |       |
| ひとり親家庭支援関連             | 6     |
| 待機児童解消関連               | 3     |
| 児童虐待防止関連               | 1     |
| 社会的養護推進関連              | 1     |
| <b>【③障害福祉】</b>         |       |
| 障害福祉サービス基盤整備           | 21    |
| 地域移行・定着の充実             | 10    |
| 生活の質向上                 | 12    |
| 障害者就労促進                | 7     |
| 障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連 | 5     |
| <b>【④高齢福祉】</b>         |       |
| 介護サービスの基盤整備関連          | 12    |
| 認知症施策                  | 1     |
| 介護予防、生活支援の充実           | 7     |
| 在宅医療・介護連携              | 3     |
| 高齢者虐待防止、権利擁護関連         | 2     |
| <b>【⑤法人・福祉人材】</b>      |       |
| 福祉・介護人材確保関連            | 22    |
| 社会福祉法人制度改革             | 3     |
| 看護師人材確保                | 1     |
| <b>【⑥その他】</b>          |       |
| 再犯防止に向けた総合対策           | 1     |
| 婦人保護事業・人材育成            | 1     |
| 福祉サービスの質の向上            | 1     |
| 災害対策                   | 1     |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策   | 関連施策                    | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目  | 第一部との関連  |
|-----------|-------------------------|--------|-------------|---|----------|
| 生活困窮者支援関連 |                         | 1-2    | 経営者部会       | ○改正社会福祉法が求める社会福祉法人の改革案を社会福祉法人自ら検討、共有しながら活動を進めていくこと。   |          |
| 生活困窮者支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト | 3-7    | 母子生活支援施設協議会 | ○平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を始めとするひとり親家庭支援の実現に向けて、職員配置等の一層の充実を図ること。  | Ⅱ-1      |
| 生活困窮者支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト | 3-8    | 母子生活支援施設協議会 | ○周産期の母親の受け入れをする施設の拡充を進めること。   | Ⅱ-1      |
| 生活困窮者支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト | 3-9    | 母子生活支援施設協議会 | ○DV被害者だけでなく、貧困、精神障害、知的障害などの理由により地域社会で自立して暮らすことに課題を抱える母子世帯に対しても、母子生活支援施設での生活の立て直しを視野に入れた支援を進めること。そのために、関係機関職員の研修内容に、母子生活支援施設の機能について広く理解できるためのプログラムを取り入れること。    | Ⅱ-1      |
| 生活困窮者支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト | 3-10   | 母子生活支援施設協議会 | ○要保護児童対策協議会など支援の必要な母子世帯に対するカンファレンスなどの場への母子生活支援施設の参加や、県社協母子生活支援施設協議会で実施する「関係機関研修会」や「母子福祉研修会」への関係機関職員の積極的参加など、関係機関職員と母子生活支援施設で母子世帯に対する支援に向けた意識を共有化させていく場を増やすこと。 | Ⅱ-1      |
| 生活困窮者支援関連 |                         | 9-38   | 更生福祉施設協議会   | ○救護施設(保護施設)の職員配置の見直しを図ること。  | Ⅱ-2      |
| 生活困窮者支援関連 |                         | 9-37   | 更生福祉施設協議会   | ○救護施設の生活困窮者支援と施設利用者の高齢化に伴う支援体制の再構築。行政・社協・施設・地域が連携した生活困窮者支援システムの構築を進めること。  |          |
| 生活困窮者支援関連 |                         | 9-39   | 更生福祉施設協議会   | ○救護施設の利用者が介護保険施設に入所しようとする場合に、適用除外施設入所前の市町村の被保険者となるよう住所地特例の取り扱いの見直しを図ること。  |          |
| 生活困窮者支援関連 |                         | 9-40   | 更生福祉施設協議会   | ○刑務所等矯正出所者等の円滑な地域移行に向けた「住まい」の確保を図ること。   | Ⅱ-2      |
| 生活困窮者支援関連 |                         | 10-42  | 地域生活施設協議会   | ○高齢者、障害者、子育て中の親が地域の常住者として地域社会に参加し、自助・互助できる地域施設機能の整備、貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進めること。   | Ⅱ-1<br>Ⅲ |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策   | 関連施策   | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等               | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|-----------|--|--------|---------------------------|--|---------|
| 生活困窮者支援関連 |  | 11-43  | 介護老人保健施設協議会               | ○地域包括ケアシステム構築は市区町村などの身近な単位での連携を進めることが不可欠であり、行政のイニシアチブによって、介護老人保健施設や市区町村社協などが協力しあう連携の場を創設し、具体的な連携を進めていくこと。  | Ⅲ       |
| 生活困窮者支援関連 | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画       | 12-46  | 民生委員児童委員部会                | ○民生委員児童委員活動についての正しい理解を関係機関・地域住民が共有し、地域の協力者との効果的な連携を進めていくこと。  | Ⅲ       |
| 生活困窮者支援関連 | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画       | 12-47  | 民生委員児童委員部会                | ○子どもの貧困の連鎖を防ぐための連携・協働について、学習支援事業・子ども食堂等は貧困家庭の子どもにとって居場所ともなっている状況を踏まえ、関係機関・団体が緊急性の高さを認識し、ともに取り組むこと。<br>○子育て世帯、母子父子世帯等を対象とした制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が行き届く仕組みを整備すること。 | Ⅱ-1     |
| 生活困窮者支援関連 | ○生活困窮者自立支援制度<br>○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進計画(平成27~31年度) | 13-48  | 市町村社協部会                   | ○生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の財源を確保・充実すること。関係機関・団体の連携・協働を推進すること。   | Ⅱ-2     |
| 生活困窮者支援関連 |  | 16-54  | 神奈川県保護司会連合会<br>神奈川県更生保護協会 | ○再犯防止に向けた総合的対策の実施。更生に向けて努力している人々を生活弱者としてとらえ、関係機関の連携・協働によるシームレスな支援の充実により、社会的排除・再犯という負の連鎖を断つこと。  | Ⅱ-2     |
| 生活困窮者支援関連 |  | 21-64  | 本会(権利擁護推進部)               | ○権利擁護の視点に立った総合的な相談支援ネットワーク等の形成に向けた、市町村「権利擁護・成年後見推進センター(機能)」の設置を推進すること。   | Ⅲ       |
| 生活困窮者支援関連 |  | 21-65  | 本会(権利擁護推進部)               | ○日常生活自立支援事業のニーズへの支援体制強化と市町村における成年後見制度利用支援事業の拡充を図ること。   |         |
| 生活保護関連    |  | 1-2    | 経営者部会                     | ○改正社会福祉法が求める社会福祉法人の改革案を社会福祉法人自ら検討、共有しながら活動を進めていくこと。  |         |
| 生活保護関連    |  | 9-37   | 更生福祉施設協議会                 | ○救護施設の生活困窮者支援と施設利用者の高齢化に伴う支援体制の再構築。行政・社協・施設・地域が連携した生活困窮者支援システムの構築を進めること。   |         |
| 生活保護関連    |  | 9-38   | 更生福祉施設協議会                 | ○救護施設(保護施設)の職員配置の見直しを図ること。   | Ⅱ-2     |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧（課題把握調査：平成28年4月時点）

| 主な制度・施策   | 関連施策   | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連  |
|-----------|--|--------|-------------|--|----------|
| 生活保護関連    |  | 9-39   | 更生福祉施設協議会   | ○救護施設の利用者が介護保険施設に入所しようとする場合に、適用除外施設入所前の市町村の被保険者となるよう住所地特例の取り扱いの見直しを図ること。   |          |
| 貧困の連鎖防止関連 |  | 1-2    | 経営者部会       | ○改正社会福祉法が求める社会福祉法人の改革案を社会福祉法人自ら検討、共有しながら活動を進めていくこと。  |          |
| 貧困の連鎖防止関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト                              | 3-7    | 母子生活支援施設協議会 | ○平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を始めとするひとり親家庭支援の実現に向けて、職員配置等の一層の充実を図ること。   | Ⅱ-1      |
| 貧困の連鎖防止関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト                              | 3-8    | 母子生活支援施設協議会 | ○周産期の母親の受け入れをする施設の拡充を進めること。  | Ⅱ-1      |
| 貧困の連鎖防止関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト                              | 3-9    | 母子生活支援施設協議会 | ○ODV被害者だけでなく、貧困、精神障害、知的障害などの理由により地域社会で自立して暮らすことに課題を抱える母子世帯に対しても、母子生活支援施設での生活の立て直しを視野に入れた支援を進めること。そのために、関係機関職員の研修内容に、母子生活支援施設の機能について広く理解できるためのプログラムを取り入れること。      | Ⅱ-1      |
| 貧困の連鎖防止関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト                              | 3-10   | 母子生活支援施設協議会 | ○要保護児童対策協議会など支援の必要な母子世帯に対するカンファレンスなどの場への母子生活支援施設の参加や、県社協母子生活支援施設協議会で実施する「関係機関研修会」や「母子福祉研修会」への関係機関職員の積極的参加など、関係機関職員と母子生活支援施設で母子世帯に対する支援に向けた意識を共有化させていく場を増やすこと。    | Ⅱ-1      |
| 貧困の連鎖防止関連 |  | 9-40   | 更生福祉施設協議会   | ○刑務所等矯正出所者等の円滑な地域移行に向けた「住まい」の確保を図ること。  | Ⅱ-2      |
| 貧困の連鎖防止関連 |  | 10-42  | 地域生活施設協議会   | ○高齢者、障害者、子育て中の親が地域の常住者として地域社会に参加し、自助・互助できる地域施設の確立、貧困に向き合う地域活動の醸成事業を進めること。  | Ⅱ-1<br>Ⅲ |
| 貧困の連鎖防止関連 | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画 | 12-46  | 民生委員児童委員部会  | ○民生委員児童委員活動についての正しい理解を関係機関・地域住民が共有し、地域の協力者との効果的な連携を進めていくこと。  | Ⅲ        |
| 貧困の連鎖防止関連 | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画 | 12-47  | 民生委員児童委員部会  | ○子どもの貧困の連鎖を防ぐための連携・協働について、学習支援事業・子ども食堂等は貧困家庭の子どもにとって居場所ともなっている状況を踏まえ、関係機関・団体が緊急性の高さを認識し、ともに取り組むこと。<br>○子育て世帯、母子父子世帯等を対象とした制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が行き届く仕組みを整備すること。 | Ⅱ-1      |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策    | 関連施策  | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等               | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|------------|---|--------|---------------------------|--|---------|
| 貧困の連鎖防止関連  | ○生活困窮者自立支援制度<br>○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進計画(平成27～31年度)                                    | 13-48  | 市町村社協部会                   | ○生活困窮者の自立支援に向けた各種事業の財源を確保・充実すること。関係機関・団体の連携・協働を推進すること。   | Ⅱ-2     |
| 貧困の連鎖防止関連  |   | 16-54  | 神奈川県保護司会連合会<br>神奈川県更生保護協会 | ○再犯防止に向けた総合的対策の実施。更生に向けて努力している人々を生活弱者としてとらえ、関係機関の連携・協働によるシームレスな支援の充実により、社会的排除・再犯という負の連鎖を断つこと。  | Ⅱ-2     |
| ひとり親家庭支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト   | 3-7    | 母子生活支援施設協議会               | ○平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を始めとするひとり親家庭支援の実現に向けて、職員配置等の一層の充実を図ること。   | Ⅱ-1     |
| ひとり親家庭支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト   | 3-8    | 母子生活支援施設協議会               | ○周産期の母親の受け入れをする施設の拡充を進めること。  | Ⅱ-1     |
| ひとり親家庭支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト   | 3-9    | 母子生活支援施設協議会               | ○ODV被害者だけでなく、貧困、精神障害、知的障害などの理由により地域社会で自立して暮らすことに課題を抱える母子世帯に対しても、母子生活支援施設での生活の立て直しを視野に入れた支援を進めること。そのために、関係機関職員の研修内容に、母子生活支援施設の機能について広く理解できるためのプログラムを取り入れること。      | Ⅱ-1     |
| ひとり親家庭支援関連 | ○すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト   | 3-10   | 母子生活支援施設協議会               | ○要保護児童対策協議会など支援の必要な母子世帯に対するカンファレンスなどの場への母子生活支援施設の参加や、県社協母子生活支援施設協議会で実施する「関係機関研修会」や「母子福祉研修会」への関係機関職員の積極的参加など、関係機関職員と母子生活支援施設で母子世帯に対する支援に向けた意識を共有化させていく場を増やすこと。    | Ⅱ-1     |
| ひとり親家庭支援関連 | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画  | 12-46  | 民生委員児童委員部会                | ○民生委員児童委員活動についての正しい理解を関係機関・地域住民が共有し、地域の協力者との効果的な連携を進めていくこと。  | Ⅲ       |
| ひとり親家庭支援関連 | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画  | 12-47  | 民生委員児童委員部会                | ○子どもの貧困の連鎖を防ぐための連携・協働について、学習支援事業・子ども食堂等は貧困家庭の子どもにとって居場所ともなっている状況を踏まえ、関係機関・団体が緊急性の高さを認識し、ともに取り組むこと。<br>○子育て世帯、母子父子世帯等を対象とした制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が行き届く仕組みを整備すること。 | Ⅱ-1     |
| 待機児童解消関連   | ○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進計画(平成27～31年度)<br>○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進(神奈川県家庭的養護推進計画平成27年～31年) | 4-11   | 保育協議会                     | ○県全域に対する保育士確保施策の充実を図ること。特に県西部における保育士・保育所支援を充実すること。   | Ⅰ       |
| 待機児童解消関連   | ○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進計画(平成27～31年度)<br>○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進(神奈川県家庭的養護推進計画平成27年～31年) | 4-12   | 保育協議会                     | ○保育現場に対する全県的な施策説明・情報提供の充実を図ること。  |         |



平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策          | 関連施策  | 提言項目<br>番号 | 部会・協議会・<br>連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部と<br>の関連 |
|------------------|---|------------|-----------------|--|-------------|
| 待機児童解消関連         | ○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進<br>計画(平成27～31年度)<br>○児童養護施設等の小規模化及<br>び家庭的養護の推進(神奈川県家<br>庭的養護推進計画平成27年～31<br>年) | 4-13       | 保育協議会           | ○保育所の改修・建替に備えた財源確保について方策を検討す<br>ること。   |             |
| 児童虐待防止関連         |   | 2-6        | 児童福祉施設<br>協議会   | ○社会的養護関係施設に従事する保育士と保育所に従事する保<br>育士の処遇の是正を図ること。県内社会的養護施設が一体と<br>なって行政と連携を図りながら人材確保対策を進めること。 | I           |
| 社会的養護推進関連        |   | 2-6        | 児童福祉施設<br>協議会   | ○社会的養護関係施設に従事する保育士と保育所に従事する保<br>育士の処遇の是正を図ること。県内社会的養護施設が一体と<br>なって行政と連携を図りながら人材確保対策を進めること。 | I           |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |   | 1-1        | 経営者部会           | ○社会福祉事業経営とサービス提供について法人機能の規制の<br>緩和を図ること。   |             |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |   | 6-16       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○格差のない障害福祉サービスの確保に向けた市町村による現<br>存事業の継続と新規サービスの拡大を図ること。                                     | II-3        |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |   | 6-17       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○県による市町村間の情報交換の機会設定や、市町村ごとに<br>サービスの内容・質に差異が生じないような指導・働きかけを行う<br>こと。                       | II-3        |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |   | 6-18       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○高齢障害者支援のための新たな政策の立案。障害福祉現場と<br>の協働モデル事業を発信すること。   | II-3        |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |   | 6-19       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○介護を必要とする高齢障害者支援のための人員配置基準の見<br>直しを図ること。   | II-3        |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |   | 6-20       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○生活介護事業の具体的な支援内容(送迎内容・入浴支援・食形<br>態支援等)を評価した加算方式を導入すること。                                    |             |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |   | 6-21       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○民間施設も含めた障害者支援施設に障害児入所施設卒園利<br>用者の受け入れ枠設置等、県としての調整を図ること。                                   |             |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策          | 関連施策 | 提言項目<br>番号 | 部会・協議会・<br>連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部と<br>の関連 |
|------------------|------|------------|-----------------|--|-------------|
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 6-22       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○スプリンクラー設備等のグループホーム設置基準の規制緩和<br>を図ること。   | Ⅱ-3         |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 6-23       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○重度重複障害児に関する専門知識・支援スキルを学ぶ場づくり<br>を進めること。   | Ⅱ-3         |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 6-24       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○重度障害があっても共に生きることが当たり前と感じられるよう<br>なノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会<br>を確保すること。             | Ⅱ-3<br>Ⅲ    |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 6-25       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○県がこれまで退職手当共済制度で負担していた義務的経費(1<br>/3)を活用した、県独自の福祉人材確保・定着推進策の展開を<br>図ること。                  | Ⅰ           |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 6-26       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○処遇改善加算の対象条件である「直接介護職」について現状を<br>鑑み、「サービス管理責任者」「相談員」「看護師」等を対象に含め<br>ること。                 | Ⅰ           |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 6-27       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○職員配置基準、報酬単価の見直しを図ること。   | Ⅰ           |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 6-28       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○国主導による全国規模での福祉職場の周知啓発、CM放送な<br>どマスメディアを活用したイメージアップを図ること。                                | Ⅰ           |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 7-31       | 社会就労セン<br>ター協議会 | ○就労継続支援B型利用要件を撤廃すること。  |             |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 7-32       | 社会就労セン<br>ター協議会 | ○就労移行支援標準支給期間についてアセスメント・計画作成・<br>モニタリングを要件としたうえで就労移行支援標準支給期間を拡<br>大すること。もしくは期間設定を撤廃すること。 | Ⅱ-3         |
| 障害福祉サービス基<br>盤整備 |      | 7-33       | 社会就労セン<br>ター協議会 | ○優先調達推進法への正しい認識づくり、障害者就労施設等か<br>らの物品等の調達の推進に関する方針の徹底と共同受注窓口組<br>織の活用を図ること。               |             |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策      | 関連施策 | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|--------------|------|--------|-------------|--|---------|
| 障害福祉サービス基盤整備 |      | 7-34   | 社会就労センター協議会 | ○目標工賃達成加算・算定要件の一部を見直し、「前年度工賃実績が原則、前前年度の工賃実績以上であること」「前年度の工賃実績が、都道府県に届けた目標工賃額以上であること」の2要件を撤廃すること。        |         |
| 障害福祉サービス基盤整備 |      | 7-35   | 社会就労センター協議会 | ○65歳以上の高齢障害者が必要な福祉サービスを確実に利用できることを明確化するため、現状の「介護保険サービス優先」という原則を変えて「介護保険サービス及び障害福祉サービスの併用」という原則に変更すること。 | Ⅱ-3     |
| 障害福祉サービス基盤整備 |      | 18-56  | 本会(政策提言委員)  | ○医療的ケアに関わる支援職員の養成を進めること。   | I       |
| 障害福祉サービス基盤整備 |      | 18-57  | 本会(政策提言委員)  | ○障害支援区分の重い方、医療的ケアを伴う方のサービス利用に対する報酬単価について更なる加算を図ること。  | Ⅱ-3     |
| 地域移行・定着の充実   |      | 1-1    | 経営者部会       | ○社会福祉事業経営とサービス提供について法人機能の規制の緩和を図ること。   |         |
| 地域移行・定着の充実   |      | 6-16   | 障害福祉施設協議会   | ○格差のない障害福祉サービスの確保に向けた市町村による現存事業の継続と新規サービスの拡大を図ること。   | Ⅱ-3     |
| 地域移行・定着の充実   |      | 6-17   | 障害福祉施設協議会   | ○県による市町村間の情報交換の機会設定や、市町村ごとにサービスの内容・質に差異が生じないような指導・働きかけを行うこと。   | Ⅱ-3     |
| 地域移行・定着の充実   |      | 6-20   | 障害福祉施設協議会   | ○生活介護事業の具体的な支援内容(送迎内容・入浴支援・食形態支援等)を評価した加算方式を導入すること。  |         |
| 地域移行・定着の充実   |      | 6-21   | 障害福祉施設協議会   | ○民間施設も含めた障害者支援施設に障害児入所施設卒園利用者の受け入れ枠設置等、県としての調整を図ること。   |         |
| 地域移行・定着の充実   |      | 6-22   | 障害福祉施設協議会   | ○スプリンクラー設備等のグループホーム設置基準の規制緩和を図ること。   | Ⅱ-3     |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策        | 関連施策 | 提言項目<br>番号 | 部会・協議会・<br>連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部と<br>の関連 |
|----------------|------|------------|-----------------|--|-------------|
| 地域移行・定着の充<br>実 |      | 6-23       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○重度重複障害児に関する専門知識・支援スキルを学ぶ場づくりを進めること。                                 | Ⅱ-3         |
| 地域移行・定着の充<br>実 |      | 6-24       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○重度障害があっても共に生きることが当たり前と感じられるようなノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会を確保すること。 | Ⅱ-3<br>Ⅲ    |
| 地域移行・定着の充<br>実 |      | 18-56      | 本会(政策提言<br>員)   | ○医療的ケアに関わる支援職員の養成を進めること。   | I           |
| 地域移行・定着の充<br>実 |      | 18-57      | 本会(政策提<br>言委員)  | ○障害支援区分の重い方、医療的ケアを伴う方のサービス利用に対する報酬単価について更なる加算を図ること。                  | Ⅱ-3         |
| 生活の質向上         |      | 6-16       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○格差のない障害福祉サービスの確保に向けた市町村による現<br>存事業の継続と新規サービスの拡大を図ること。               | Ⅱ-3         |
| 生活の質向上         |      | 6-17       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○県による市町村間の情報交換の機会設定や、市町村ごとに<br>サービスの内容・質に差異が生じないような指導・働きかけを行う<br>こと。 | Ⅱ-3         |
| 生活の質向上         |      | 6-18       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○高齢障害者支援のための新たな政策の立案。障害福祉現場と<br>の協働モデル事業を発信すること。                     | Ⅱ-3         |
| 生活の質向上         |      | 6-19       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○介護を必要とする高齢障害者支援のための人員配置基準の見<br>直しを図ること。                             | Ⅱ-3         |
| 生活の質向上         |      | 6-20       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○生活介護事業の具体的な支援内容(送迎内容・入浴支援・食形<br>態支援等)を評価した加算方式を導入すること。              |             |
| 生活の質向上         |      | 6-21       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○民間施設も含めた障害者支援施設に障害児入所施設卒園利<br>用者の受け入れ枠設置等、県としての調整を図ること。             |             |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策 | 関連施策 | 提言項目<br>番号 | 部会・協議会・<br>連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部と<br>の関連 |
|---------|------|------------|-----------------|--|-------------|
| 生活の質向上  |      | 6-22       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○スプリンクラー設備等のグループホーム設置基準の規制緩和を図ること。   | Ⅱ-3         |
| 生活の質向上  |      | 6-23       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○重度重複障害児に関する専門知識・支援スキルを学ぶ場づくりを進めること。   | Ⅱ-3         |
| 生活の質向上  |      | 6-24       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○重度障害があっても共に生きることが当たり前と感じられるようなノーマライゼーション、インクルージョン理念に関する教育機会を確保すること。             | Ⅱ-3<br>Ⅲ    |
| 生活の質向上  |      | 6-28       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○国主導による全国規模での福祉職場の周知啓発、CM放送などマスメディアを活用したイメージアップを図ること。                            | I           |
| 生活の質向上  |      | 6-29       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図ること。   | Ⅱ-3<br>Ⅲ    |
| 生活の質向上  |      | 6-30       | 障害福祉施設<br>協議会   | ○障害者の生活しやすい地域づくりに向け、障害者・高齢者支援機能を併設する複合施設の設置を推進すること。                              | Ⅱ-3         |
| 障害者就労促進 |      | 1-1        | 経営者部会           | ○社会福祉事業経営とサービス提供について法人機能の規制の緩和を図ること。   |             |
| 障害者就労促進 |      | 7-31       | 社会就労セン<br>ター協議会 | ○就労継続支援B型利用要件を撤廃すること。  |             |
| 障害者就労促進 |      | 7-32       | 社会就労セン<br>ター協議会 | ○就労移行支援標準支給期間についてアセスメント・計画作成・モニタリングを要件としたうえで就労移行支援標準支給期間を拡大すること。もしくは期間設定を撤廃すること。 | Ⅱ-3         |
| 障害者就労促進 |      | 7-33       | 社会就労セン<br>ター協議会 | ○優先調達推進法への正しい認識づくり、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針の徹底と共同受注窓口組織の活用を図ること。               |             |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策                | 関連施策 | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等      | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連  |
|------------------------|------|--------|------------------|--|----------|
| 障害者就労促進                |      | 7-34   | 社会就労センター協議会      | ○目標工賃達成加算・算定要件の一部を見直し、「前年度工賃実績が原則、前前年度の工賃実績以上であること」「前年度の工賃実績が、都道府県に届けた目標工賃額以上であること」の2要件を撤廃すること。        |          |
| 障害者就労促進                |      | 7-35   | 社会就労センター協議会      | ○65歳以上の高齢障害者が必要な福祉サービスを確実に利用できることを明確化するため、現状の「介護保険サービス優先」という原則を変えて「介護保険サービス及び障害福祉サービスの併用」という原則に変更すること。 | Ⅱ-3      |
| 障害者就労促進                |      | 17-55  | (一社)神奈川県商工会議所連合会 | ○中小企業等人手不足解消と雇用の安定を図るための介護支援や子育て支援等、医療、福祉施策の充実強化   |          |
| 障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連 |      | 6-28   | 障害福祉施設協議会        | ○国主導による全国規模での福祉職場の周知啓発、CM放送などマスメディアを活用したイメージアップを図ること。  | I        |
| 障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連 |      | 6-29   | 障害福祉施設協議会        | ○教育現場におけるボランティア活動・福祉体験の積極的導入を図ること。   | Ⅱ-3<br>Ⅲ |
| 障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連 |      | 6-30   | 障害福祉施設協議会        | ○障害者の生活しやすい地域づくりに向け、障害者・高齢者支援機能を併設する複合施設の設置を推進すること。  | Ⅱ-3      |
| 障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連 |      | 21-64  | 本会(権利擁護推進部)      | ○権利擁護の視点に立った総合的な相談支援ネットワーク等の形成に向けた、市町村「権利擁護・成年後見推進センター(機能)」の設置を推進すること。                                 | Ⅲ        |
| 障害者虐待防止、権利擁護、障害者差別解消関連 |      | 21-65  | 本会(権利擁護推進部)      | ○日常生活自立支援事業のニーズへの支援体制強化と市町村における成年後見制度利用支援事業の拡充を図ること。   |          |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧（課題把握調査：平成28年4月時点）

| 主な制度・施策       | 関連施策  | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|---------------|---|--------|-------------|--|---------|
| 介護サービスの基盤整備関連 | <p>【高齢福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一億総活躍社会関連（介護離職ゼロに直結する緊急対策）</li> <li>○「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」（平成27年11月）介護分野での人材育成推進</li> <li>○介護人材確保地域戦略会議</li> <li>○介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会</li> <li>○介護福祉士資格取得方法の一元化</li> <li>○介護事業経営実態調査（平成27年度介護報酬改定の影響等。平成28年5月実施、12月公表予定）</li> <li>○第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）</li> <li>○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）</li> <li>○かながわ高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）【共通】</li> <li>○社会福祉法人制度改革</li> <li>○神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（平成26～30年度）</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人制度改革</li> <li>○介護報酬、障害福祉サービス報酬、診療報酬の同時改定（平成30年度）</li> <li>○地域医療介護総合確保法（地域包括ケアシステム）、法に基づく神奈川県計画（平成27年度）</li> <li>○災害時の避難所の確保と質の向上に関する検討会（福祉避難所の指定、要配慮者の支援体制等）</li> </ul> | 5-14   | 老人福祉施設協議会   | <p>○介護報酬における地域区分について、国家公務員等の地域加算を横引きするのではなく、都道府県同一の地域区分の設定にすることを基本に、都市部における人件費、物件費の高さに鑑み、地域実情に合わせた地域区分の設定とすること。</p>  | I       |
| 介護サービスの基盤整備関連 | <p>【高齢福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一億総活躍社会関連（介護離職ゼロに直結する緊急対策）</li> <li>○「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」（平成27年11月）介護分野での人材育成推進</li> <li>○介護人材確保地域戦略会議</li> <li>○介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会</li> <li>○介護福祉士資格取得方法の一元化</li> <li>○介護事業経営実態調査（平成27年度介護報酬改定の影響等。平成28年5月実施、12月公表予定）</li> <li>○第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）</li> <li>○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）</li> <li>○かながわ高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）【共通】</li> <li>○社会福祉法人制度改革</li> <li>○神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（平成26～30年度）</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人制度改革</li> <li>○介護報酬、障害福祉サービス報酬、診療報酬の同時改定（平成30年度）</li> <li>○地域医療介護総合確保法（地域包括ケアシステム）、法に基づく神奈川県計画（平成27年度）</li> <li>○災害時の避難所の確保と質の向上に関する検討会（福祉避難所の指定、要配慮者の支援体制等）</li> </ul> | 5-15   | 老人福祉施設協議会   | <p>○大規模災害発生時の共助の仕組みづくりを推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における災害対策の強化と施設間相互協力の促進（BCP策定を後方支援するための研修等の実施、先行事例検討の機会づくり、小規模施設・事業所や設置数の少ない種別施設への支援の確保）</li> <li>・施設の基盤整備に向けた支援方策の充実（必要な物資、生活必需品の提供と備品スペースの確保、被災時、ガソリンの優先利用等緊急車両の指定、老朽化が激しい建物の耐震化や建て替えへの支援）</li> <li>・災害時における要配慮者支援の具体的推進（福祉避難所（二次避難所）の役割や機能について正しい理解が進み、協力を得られるような要配慮者支援体制づくり）</li> <li>・関係機関・団体等との連携強化による要配慮者支援策の具体的推進（二次避難者のコーディネートのあるり方、情報共有の方法、人材確保の仕組みづくり等）</li> <li>・災害時の相互支援に関する情報共有の円滑化（施設の被災情報等を共有できる仕組みづくり、災害時、国や県、市町村をはじめ関係機関・団体等への状況報告がより簡易になり、必要な情報収集・情報提供につながる仕組みづくり）</li> </ul> |         |
| 介護サービスの基盤整備関連 |   | 6-18   | 障害福祉施設協議会   | <p>○高齢障害者支援のための新たな政策の立案。障害福祉現場との協働モデル事業を発信すること。</p>  | II-3    |
| 介護サービスの基盤整備関連 |   | 6-19   | 障害福祉施設協議会   | <p>○介護を必要とする高齢障害者支援のための人員配置基準の見直しを図ること。</p>  | II-3    |
| 介護サービスの基盤整備関連 |   | 9-37   | 更生福祉施設協議会   | <p>○救護施設の生活困窮者支援と施設利用者の高齢化に伴う支援体制の再構築。行政・社協・施設・地域が連携した生活困窮者支援システムの構築を進めること。</p>  |         |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策       | 関連施策  | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等      | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|---------------|---|--------|------------------|--|---------|
| 介護サービスの基盤整備関連 |   | 9-38   | 更生福祉施設協議会        | ○救護施設(保護施設)の職員配置の見直しを図ること。   | Ⅱ-2     |
| 介護サービスの基盤整備関連 |   | 9-39   | 更生福祉施設協議会        | ○救護施設の利用者が介護保険施設に入所しようとする場合に、適用除外施設入所前の市町村の被保険者となるよう住所地特例の取り扱いの見直しを図ること。   |         |
| 介護サービスの基盤整備   |   | 11-43  | 介護老人保健施設協議会      | ○地域包括ケアシステム構築は市区町村などの身近な単位での連携を進めることが不可欠であり、行政のイニシアチブによって、介護老人保健施設や市区町村社協などが協力しあう連携の場を創設し、具体的な連携を進めていくこと。  | Ⅲ       |
| 介護サービスの基盤整備   |   | 11-45  | 介護老人保健施設協議会      | ○補足給付(食事代)について見直しを図ること。  |         |
| 介護サービスの基盤整備関連 | ○第6期介護保険事業計画(平成27~29年度)<br>○地域医療介護総合確保法(地域包括ケアシステム)、法に基づく神奈川県計画(平成27年度) | 13-49  | 市町村社協部会          | ○地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業等の関連事業を推進するにあたり、行政は高齢者のみでなく、子どもや障害者の問題を含む、地域全体の問題に対応する仕組みとなるよう明確なビジョンを示すこと。その理念のもと、介護予防・日常生活支援総合事業等の財源や人材を高年齢分野に限定せず地域福祉推進等の施策や関連の取り組みにも広く柔軟に活用すること。 | Ⅲ       |
| 介護サービスの基盤整備関連 |   | 15-53  | 神奈川県ホームヘルプ協会     | ○市町村の格差によるサービスに支障がないよう、総合支援事業の取り組みを進めること。  |         |
| 介護サービスの基盤整備関連 |   | 17-55  | (一社)神奈川県商工会議所連合会 | ○中小企業等人手不足解消と雇用の安定を図るための介護支援や子育て支援等、医療、福祉施策を充実強化すること。  |         |
| 認知症施策         | ○認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)  | 21-66  | 本会(権利擁護推進部)      | ○成年後見制度の利用促進に向けた県、市町村の取組み強化と成年後見制度利用支援事業の拡充を図ること。  |         |
| 介護予防、生活支援の充実  |   | 1-3    | 経営者部会            | ○キャリアパス具体化を義務付け、報酬・給与体系の全体的な見直しを図ること。  | Ⅰ       |
| 介護予防、生活支援の充実  |   | 1-5    | 経営者部会            | ○介護プロフェッショナルキャリア段位制度のあり方について検討すること。  |         |



平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策        | 関連施策  | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等      | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|----------------|---|--------|------------------|--|---------|
| 介護予防、生活支援の充実   |   | 1-4    | 経営者部会            | ○認知症施策の指導者の役割について拡大すること。   |         |
| 介護予防、生活支援の充実   | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画                    | 12-46  | 民生委員児童委員部会       | ○民生委員児童委員活動についての正しい理解を関係機関・地域住民が共有し、地域の協力者との効果的な連携を進めていくこと。  | Ⅲ       |
| 介護予防、生活支援の充実   | ○横浜市生活支援体制整備事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○横浜市子どもの貧困対策に関する計画                    | 12-47  | 民生委員児童委員部会       | ○子どもの貧困の連鎖を防ぐための連携・協働について、学習支援事業・子ども食堂等は貧困家庭の子どもにとって居場所ともなっている状況を踏まえ、関係機関・団体が緊急性の高さを認識し、ともに取り組むこと。<br>○子育て世帯、母子父子世帯等を対象とした制度・施策の情報やその活用の仕方に関する情報が行き届く仕組みを整備すること。                       | Ⅱ-1     |
| 介護予防、生活支援の充実   | ○第6期介護保険事業計画(平成27~29年度)<br>○地域医療介護総合確保法(地域包括ケアシステム)、法に基づく神奈川県計画(平成27年度) | 13-49  | 市町村社協部会          | ○地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業等の関連事業を推進するにあたり、行政は高齢者のみでなく、子どもや障害者の問題を含む、地域全体の問題に対応する仕組みとなるよう明確なビジョンを示すこと。その理念のもと、介護予防・日常生活支援総合事業等の財源や人材を高年齢分野に限定せず地域福祉推進等の施策や関連の取り組みにも広く柔軟に活用すること。 | Ⅲ       |
| 介護予防、生活支援の充実   |   | 17-55  | (一社)神奈川県商工会議所連合会 | ○中小企業等人手不足解消と雇用の安定を図るための介護支援や子育て支援等、医療、福祉施策を充実強化すること。  |         |
| 在宅医療・介護連携      |   | 11-43  | 介護老人保健施設協議会      | ○地域包括ケアシステム構築は市区町村などの身近な単位での連携を進めることが不可欠であり、行政のイニシアチブによって、介護老人保健施設や市区町村社協などが協力しあう連携の場を創設し、具体的な連携を進めていくこと。  | Ⅲ       |
| 在宅医療・介護連携      | ○第6期介護保険事業計画(平成27~29年度)<br>○地域医療介護総合確保法(地域包括ケアシステム)、法に基づく神奈川県計画(平成27年度) | 13-49  | 市町村社協部会          | ○地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業等の関連事業を推進するにあたり、行政は高齢者のみでなく、子どもや障害者の問題を含む、地域全体の問題に対応する仕組みとなるよう明確なビジョンを示すこと。その理念のもと、介護予防・日常生活支援総合事業等の財源や人材を高年齢分野に限定せず地域福祉推進等の施策や関連の取り組みにも広く柔軟に活用すること。 | Ⅲ       |
| 在宅医療・介護連携      |   | 15-53  | 神奈川県ホームヘルプ協会     | ○市町村の格差によるサービスに支障がないよう、総合支援事業の取り組みを進めること。  |         |
| 高齢者虐待防止、権利擁護関連 |   | 21-64  | 本会(権利擁護推進部)      | ○権利擁護の視点に立った総合的な相談支援ネットワーク等の形成に向けた、市町村「権利擁護・成年後見推進センター(機能)」の設置を推進すること。   | Ⅲ       |
| 高齢者虐待防止、権利擁護関連 |   | 21-65  | 本会(権利擁護推進部)      | ○日常生活自立支援事業のニーズへの支援体制強化と市町村における成年後見制度利用支援事業の拡充を図ること。   |         |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策         | 関連施策   | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等 | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|-----------------|--|--------|-------------|--|---------|
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |  | 1-3    | 経営者部会       | ○キャリアパス具体化を義務付け、報酬・給与体系の全体的な見直しを図ること。  | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |  | 1-5    | 経営者部会       | ○介護プロフェッショナルキャリア段位制度のあり方について検討すること。  |         |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |  | 1-4    | 経営者部会       | ○認知症施策の指導者の役割について拡大すること。   |         |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |  | 2-6    | 児童福祉施設協議会   | ○社会的養護関係施設に従事する保育士と保育所に従事する保育士の処遇の是正を図ること。県内社会的養護施設が一体となって行政と連携を図りながら人材確保対策を進めること。                           | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 | ○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進計画(平成27～31年度)<br>○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進(神奈川県家庭的養護推進計画平成27年～31年)  | 4-11   | 保育協議会       | ○県全域に対する保育士確保施策の充実を図ること。特に県西部における保育士・保育所支援を充実すること。   | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 | ○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進計画(平成27～31年度)<br>○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進(神奈川県家庭的養護推進計画平成27年～31年)  | 4-12   | 保育協議会       | ○保育現場に対する全県的な施策説明・情報提供の充実を図ること。  |         |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 | ○子どもの貧困対策法<br>○神奈川県子どもの貧困対策推進計画(平成27～31年度)<br>○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進(神奈川県家庭的養護推進計画平成27年～31年)  | 4-13   | 保育協議会       | ○保育所の改修・建替に備えた財源確保について方策を検討すること。   |         |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 | 【高齢福祉】<br>○一億総活躍社会関連(介護離職ゼロに直結する緊急対策)<br>○「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」(平成27年11月)介護分野での人材育成推進<br>○介護人材確保地域戦略会議<br>○介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会<br>○介護福祉士資格取得方法の一元化<br>○介護事業経営実態調査(平成27年度介護報酬改定の影響等。平成28年5月実施、12月公表予定)<br>○第6期介護保険事業計画(平成27～29年度)<br>○認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)<br>○かながわ高齢者保健福祉計画(平成27～29年度)【共通】<br>○社会福祉法人制度改革<br>○神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(平成26～30年度)<br>【共通】<br>○社会福祉法人制度改革<br>○介護報酬、障害福祉サービス報酬、診療報酬の同時改定(平成30年度)<br>○地域医療介護総合確保法(地域包括ケアシステム)、法に基づく神奈川県計画(平成27年度)<br>○災害時の避難所の確保と質の向上に関する検討会(福祉避難所の指定、要配慮者の支援体制等) | 5-14   | 老人福祉施設協議会   | ○介護報酬における地域区分について、国家公務員等の地域加算を横引きするのではなく、都道府県同一の地域区分の設定にすることを基本に、都市部における人件費、物件費の高さに鑑み、地域実情を合わせた地域区分の設定とすること。 | I       |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策         | 関連施策 | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等               | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目   | 第一部との関連 |
|-----------------|------|--------|---------------------------|--|---------|
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 6-25   | 障害福祉施設協議会                 | ○県がこれまで退職手当共済制度で負担していた義務的経費(1/3)を活用した、県独自の福祉人材確保・定着推進策の展開を図ること。                                | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 6-26   | 障害福祉施設協議会                 | ○処遇改善加算の対象条件である「直接介護職」について現状を鑑み、「サービス管理責任者」「相談員」「看護師」等を対象に含めること。                               | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 6-27   | 障害福祉施設協議会                 | ○職員配置基準、報酬単価の見直しを図ること。   | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 6-28   | 障害福祉施設協議会                 | ○国主導による全国規模での福祉職場の周知啓発、CM放送などマスメディアを活用したイメージアップを図ること。  | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 8-36   | 福祉医療施設協議会                 | ○「神奈川県看護師等届出制度『とどけるん』」の活用などにより看護師確保対策を進めること。   | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 11-44  | 介護老人保健施設協議会               | ○福祉・介護職が魅力ある仕事として評価・選択されるようイメージ向上に繋がるポジティブな情報の発信を進めること。<br>○処遇改善の取り組みを進めること。                   | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 15-53  | 神奈川県ホームヘルプ協会              | ○市町村の格差によるサービスに支障がないよう、総合支援事業の取り組みを進めること。  |         |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 16-54  | 神奈川県保護司会連合会<br>神奈川県更生保護協会 | ○再犯防止に向けた総合的対策の実施。更生に向けて努力している人たちを生活弱者としてとらえ、関係機関の連携・協働によるシームレスな支援の充実により、社会的排除・再犯という負の連鎖を断つこと。 | II-2    |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 18-56  | 本会(政策提言委員)                | ○医療的ケアに関わる支援職員の養成を進めること。   | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 18-57  | 本会(政策提言委員)                | ○障害支援区分の重い方、医療的ケアを伴う方のサービス利用に対する報酬単価について更なる加算を図ること。  | II-3    |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策         | 関連施策 | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等             | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目  | 第一部との関連 |
|-----------------|------|--------|-------------------------|---|---------|
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 19-59  | 本会(政策提言委員)              | ○福祉サービスの質を低下させることなく、生活困窮者等の中間就労等による多様な人材の活用を推進していくための、福祉人材育成に向けた人的・物的支援の充実を図ること。  | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 20-61  | 本会(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構) | ○研修参加の代替要員を確保するための補助・加算等の整備により、事業所における研修実施、外部研修に参加しやすい環境を整えること。   | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 20-62  | 本会(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構) | ○県が実施するサービス管理責任者養成研修等について、事業所が必要数の有資格職員を育成できるよう、年複数回開催すること。   | I       |
| 福祉・介護人材確保<br>関連 |      | 22-67  | 本会(かながわ福祉人材研修センター)      | ○福祉・介護人材の確保・定着及び資質向上の施策等の体系化を図ること。<br>○様々な制度・施策等をニーズ・課題別に整理し、求職者並びに求人法人・事業所及び関係機関・団体等へタイムリーに情報提供できる仕組みをつくること。<br>○職員の資質向上や定着のための取り組みを積極的に行っている施設・事業者等の情報の提供を福祉人材センター等で求職者に情報提供を行っていく仕組みをつくること。<br>○小規模事業者を中心に、職場内研修や職員の資質向上やスーパービジョン等従事者の個別支援のための研修や各施設等での取り組み事案等の提供等を図ること。 | I       |
| 看護師人材確保         |      | 8-36   | 福祉医療施設協議会               | ○「神奈川県看護師等届出制度『とどけるん』」の活用などにより看護師確保対策を進めること。  | I       |
| 社会福祉法人制度改革      |      | 19-60  | 本会(政策提言委員)              | ○社会福祉法人の実情や事業規模、内容を考慮した「社会福祉充実残額」の算定と、「社会福祉充実計画」の効果的な活用を図ること。また、社会福祉法人が主体的に「社会福祉充実残額」を集計して、社会福祉法人の正しい姿を国民に示すこと。   |         |
| 社会福祉法人制度改革      |      | 20-63  | 本会(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構) | ○第三者評価をはじめとする福祉サービス事業所の自主的なサービス向上の取り組みへの支援を充実すること。  |         |
| 社会福祉法人制度改革      |      | 22-67  | 本会(かながわ福祉人材研修センター)      | ○福祉・介護人材の確保・定着及び資質向上の施策等の体系化を図ること。<br>○様々な制度・施策等をニーズ・課題別に整理し、求職者並びに求人法人・事業所及び関係機関・団体等へタイムリーに情報提供できる仕組みをつくること。<br>○職員の資質向上や定着のための取り組みを積極的に行っている施設・事業者等の情報の提供を福祉人材センター等で求職者に情報提供を行っていく仕組みをつくること。<br>○小規模事業者を中心に、職場内研修や職員の資質向上やスーパービジョン等従事者の個別支援のための研修や各施設等での取り組み事案等の提供等を図ること。 | I       |

平成28年度 制度・施策別提言項目一覧(課題把握調査:平成28年4月時点)

| 主な制度・施策      | 関連施策  | 提言項目番号 | 部会・協議会・連絡会等             | 部会・協議会・連絡会等からの提言項目  | 第一部との関連 |
|--------------|---|--------|-------------------------|---|---------|
| 再犯防止に向けた総合対策 |   | 9-40   | 更生福祉施設協議会               | ○刑務所等矯正出所者等の円滑な地域移行に向けた「住まい」の確保を図ること。   | Ⅱ-2     |
| 婦人保護事業・人材育成  |   | 9-41   | 更生福祉施設協議会               | ○婦人保護施設の専門性を確保するための研修等の実施において、施設長、支援職員に対する婦人保護事業の研修項目として、婦人保護事業の現状と課題、売春防止法の歴史と課題、暴力被害者の実際と課題、人権とジェンダー、性暴力の実態と支援、婦人保護事業関係法令の理解等を組み入れること。  | Ⅰ       |
| 福祉サービスの質の向上  |   | 20-63  | 本会(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構) | ○第三者評価をはじめとする福祉サービス事業所の自主的なサービス向上の取り組みへの支援を充実すること   |         |
| 災害対策         | <p>【高齢福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一億総活躍社会関連(介護離職ゼロに直結する緊急対策)</li> <li>○「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」(平成27年11月)介護分野での人材育成推進</li> <li>○介護人材確保地域戦略会議</li> <li>○介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会</li> <li>○介護福祉士資格取得方法の一元化</li> <li>○介護事業経営実態調査(平成27年度介護報酬改定の影響等。平成28年5月実施、12月公表予定)</li> <li>○第6期介護保険事業計画(平成27~29年度)</li> <li>○認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)</li> <li>○かながわ高齢者保健福祉計画(平成27~29年度)【共通】</li> <li>○社会福祉法人制度改革</li> <li>○神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(平成26~30年度)</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人制度改革</li> <li>○介護報酬、障害福祉サービス報酬、診療報酬の同時改定(平成30年度)</li> <li>○地域医療介護総合確保法(地域包括ケアシステム)、法に基づく神奈川県計画(平成27年度)</li> <li>○災害時の避難所の確保と質の向上に関する検討会(福祉避難所の指定、要配慮者の支援体制等)</li> </ul> | 5-15   | 老人福祉施設協議会               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害発生時の共助の仕組みづくりを推進すること。</li> <li>・施設における災害対策の強化と施設間相互協力の促進(BCP策定を後方支援するための研修等の実施、先行事例検討の機会づくり、小規模施設・事業所や設置数の少ない種別施設への支援の確保)</li> <li>・施設の基盤整備に向けた支援方策の充実(必要な物資、生活必需品の提供と備品スペースの確保、被災時、ガソリンの優先利用等緊急車両の指定、老朽化が激しい建物の耐震化や建て替えへの支援)</li> <li>・災害時における要配慮者支援の具体的推進(福祉避難所(二次避難所)の役割や機能について正しい理解が進み、協力を得られるような要配慮者支援体制づくり)</li> <li>・関係機関・団体等との連携強化による要配慮者支援策の具体的推進(二次避難者のコーディネートのある方、情報共有の方法、人材確保の仕組みづくり等)</li> <li>・災害時の相互支援に関する情報共有の円滑化(施設の被災情報等を共有できる仕組みづくり、災害時、国や県、市町村をはじめ関係機関・団体等への状況報告がより簡易になり、必要な情報収集・情報提供につながる仕組みづくり)</li> </ul> |         |
|              |   | 14-50  | (特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会   | ○高齢障害者(その家族も含む)の継続した地域生活の支援を充実すること。   | Ⅱ-3     |
|              |   | 14-51  | (特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会   | ○障害者が「はたらく=社会参加」への支援について、他の施策(高齢や児童)と共にかながわらしい発想のもとで取り組みを展開すること。  | Ⅱ-3     |
|              |   | 14-52  | (特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会   | ○子ども、高齢者、障害者、貧困家庭等を地域ぐるみで支えあう関係づくりを推進するよう社会福祉法人等の様々な団体間が連携し、かながわらしい地域福祉の総合的な政策を推進すること。  | Ⅲ       |
|              |   | 18-58  | 本会(政策提言委員)              | ○特別支援学校の通学時間が県教育委員会の目標とする60分を超える地域を解消すること。  |         |

## 政策提言活動の背景について

- 少子高齢化や人口減少をはじめとする人口の構造的な変化や、それに伴う世帯構成の変化を受けた家庭機能の変容、地域社会における人間関係の希薄化、また、社会経済情勢による不安定な雇用形態と格差の拡大は、私たちの生活に大きな影響をもたらしています。
- 自助や共助の脆弱化により、さまざまな生活のしづらさが顕在化し、既存の制度やサービスだけでは対応することが難しい狭間の問題が明らかになる一方、社会的孤立や社会的排除を背景とした貧困やひきこもり、虐待などはより深刻な状態で潜在化していく傾向にあります。
- こうした状況を踏まえ、国は、近年、生活困窮者自立支援法をはじめ、子ども・子育て支援の新制度、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険法の改正、社会福祉法改正、本年4月からの改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法の施行など、矢継ぎ早に制度の創設・改正を実施しています。
- また、平成27年9月の厚生労働省「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」では、「すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠である」とし、今後の福祉施策の方向性を示しています。
- 主な制度・施策において「地域」が重要なキーワードとなり、地域の課題を地域全体で解決する地域づくりの推進が打ち出されています。地域の自主性を重んじ、住民や当事者を主体とする考え方は、私たちが目指している地域福祉の推進にほかなりません。
- 誰もが地域で安心して生活できるためには、国・県や市町村行政、社会福祉関係者や住民・ボランティアなど、地域社会のあらゆる構成員が地域福祉の担い手として、それぞれの役割を發揮し、相互に連携・協働する体制を整えていく必要があります。
- 本会の会員である社会福祉法人・施設や関係機関・団体、民生委員児童委員、市町村社協などの社会福祉関係者は、それぞれのフィールドで地域の福祉課題に向き合い、それぞれの立場で課題解決に向けた取り組みを進めています。そうした関係者の声には、福祉現場の直面する課題とその課題を解決するために公私が協働で取り組むべき事項について具体的な提案が数多く盛り込まれています。
- 本会の政策提言は、こうした福祉現場の課題や関係者の声を分野や種別を越えて共有し、広く発信することで、公私の福祉関係者の協働による課題解決、地域福祉の推進への取り組みをより一層進めていくことを目的に取り組んでいるものです。

## 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

# 政策提言委員会 名簿

(任期:平成27年4月1日～平成29年3月31日)

◎:委員長 ○:副委員長

| No. | 選 出 区 分                              | 委員氏名  | 備考 |
|-----|--------------------------------------|-------|----|
|     | 所 属                                  | 職 名   |    |
| 1   | 本会会長                                 | 篠原 正治 | ◎  |
|     | (福) 横浜長寿会                            | 理事長   |    |
| 2   | 本会副会長                                | 加茂坂幸昌 |    |
|     | (福) 恩賜財団神奈川県同胞援護会                    | 会長    |    |
| 3   | 本会副会長                                | 浅野 朝子 |    |
|     | 神奈川県民生委員児童委員協議会                      | 会長    |    |
| 4   | 本会副会長                                | 森住 敏逸 |    |
|     | (福) 南足柄市社会福祉協議会                      | 会長    |    |
| 5   | その他会長が委嘱する者 (施設運営に知見を有する者)           | 鶴飼 一晴 |    |
|     | (福) 唐池学園                             | 理事長   |    |
| 6   | その他会長が委嘱する者 (当事者活動に知見を有する者)          | 石橋 吉章 |    |
|     | 神奈川県心身障害児者父母の会連盟                     | 政策委員長 |    |
| 7   | その他会長が委嘱する者<br>(福祉サービス第三者評価に知見を有する者) | 鈴木 治郎 |    |
|     | (特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター               | 理事長   |    |
| 8   | その他会長が委嘱する者 (権利擁護に知見を有する者)           | 内嶋 順一 |    |
|     | 神奈川県弁護士会                             | 弁護士   |    |
| 9   | その他会長が委嘱する者 (精神保健福祉に知見を有する者)         | 戸高 洋充 |    |
|     | (特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会            | 理事長   |    |
| 10  | その他会長が委嘱する者 (福祉経営に知見を有する者)           | 薄井 照人 |    |
|     | (株) 川原経営総合センター                       | 常務取締役 |    |
| 11  | その他会長が委嘱する者 (学識経験者)                  | 臼井 正樹 | ○  |
|     | 県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科                 | 教授    |    |



---

平成28年8月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
総務企画部 企画調整・情報提供担当  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  
TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302  
E-mail [kikaku@knsyk.jp](mailto:kikaku@knsyk.jp) URL <http://www.knsyk.jp>

---

